

(案)

資料 2

第二期
子育て応援 しもつけっ子プラン
～みんな笑顔で 地域の宝を育てるために～

—下野市子ども・子育て支援事業計画—

令和2年度～令和6年度

(Ver.011209)

令和2年3月

下野市

は じ め に



市長あいさつ文

令和2年3月 下野市長 広瀬 寿雄

も く じ

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	2
第4節 SDGsとの関連について.....	3
第5節 計画の対象.....	3
第2章 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
第1節 人口動態等の現状.....	4
第2節 教育・保育事業等の実施状況.....	11
第3節 アンケート調査結果の概要.....	16
第3章 計画の基本理念及び施策の展開.....	30
第1節 子ども・子育ての基本理念.....	30
第2節 基本的視点.....	31
第3節 施策の体系.....	32
第4章 子ども・子育て支援事業【必須記載事項】.....	33
第1節 子ども・子育て支援事業と.....	33
第2節 教育・保育の提供区域の設定は.....	34
第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	35
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	38
第5章 基本施策の展開【任意記載事項】.....	48
第1節 子どもを健やかに産み育てる環境整備.....	48
第2節 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進.....	55
第3節 子育て家庭を応援する体制の充実.....	60
第4節 社会的養護を必要とする家庭への支援.....	65
第6章 推進体制.....	70
第1節 計画の推進に向けて.....	70
第2節 関係機関等との連携と役割.....	71
資料編.....	72
1 下野市子ども・子育て会議設置条例.....	72
2 下野市子ども・子育て会議委員名簿.....	74
3 策定経過.....	75
4 用語説明.....	76

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市においては、平成27年度より子ども・子育て支援事業計画「子育て応援 しもつけっ子プラン ～みんな笑顔で地域の宝を育てるために～」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進してきました。

しかしながら、第二期計画策定に先立ち行ったアンケート調査では、依然として、地域における子育て支援が十分ではないと感じる方や、仕事と家庭生活を両立するための環境が整備されていないと感じる方がいることから、安心して子どもを育てることができる環境をより一層、充実・強化していく必要があります。

このような状況の中で、令和元年10月より教育・保育の無償化が制度開始されるなど子育ての環境は常に目まぐるしく変化しており、子育て世帯がどんな施策を求めているかを把握し、それに対応していくことが求められています。

これまで以上に、安心して子どもを育てることができる環境を充実させるために保護者のニーズを的確に把握し、適切な子育て支援事業の確保を行うことを目的として、子ども・子育て支援事業計画「第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、第一期計画後の令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

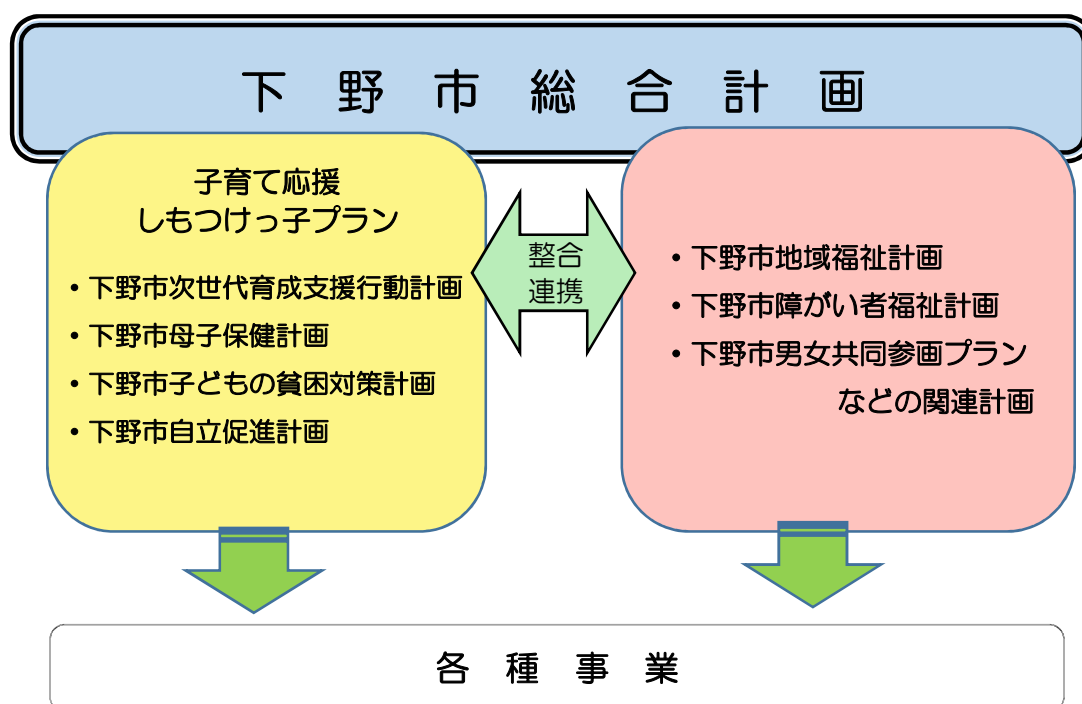
なお、国や栃木県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
第一期 子育て応援 しもつけっ子プラン					第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン						第三期計画	
				評価 次期計画策定							評価 次期計画策定	

第3節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「下野市次世代育成支援行動計画」、「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「下野市母子保健計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「下野市子どもの貧困対策計画」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「下野市自立促進計画」を兼ねるとともに、上位計画である「下野市総合計画」を初め、「下野市地域福祉計画」、「下野市障がい者福祉計画」及び「下野市男女共同参画プラン」等、関連する他計画との整合、連携を図ります。



第4節 SDGsとの関連について

「SDGs (エスディーゼズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に開かれた国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)で構成されており、本計画上で記載する各節の任意記載事項についてSDGsのどの分野の目標に該当するのかアイコンで表示しています。



第5節 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、教育・保育機関や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人と団体としています。

また、本計画では「子ども」の年齢を18歳未満とします。
た、本計画では「子ども」の年齢を18歳未満とします。

第2章 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状

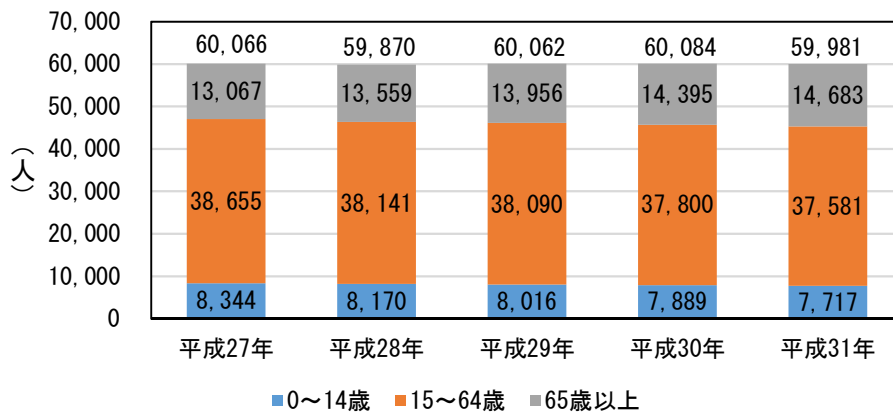
第1節 人口動態等の現状

(1) 総人口・年齢階層別の人口

本市の総人口はほぼ横ばいの状況が続いており、平成31年時点で59,981人となっています。

年齢階層別にみると、65歳以上の人口は増加しているのに対し、0歳から14歳及び15歳から64歳の人口は減少しており、本市でも少子高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

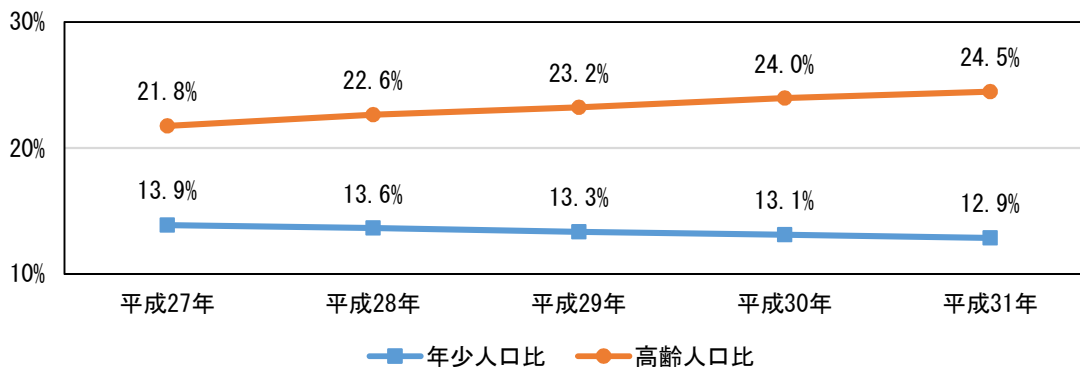
■総人口・年齢階層別の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

0歳から14歳の年少人口比と65歳以上の高齢人口比については、平成31年時点で、高齢人口比が24.5%、年少人口比が12.9%となっており、前述したとおり少子高齢化の状況が顕著に表れています。

■年少人口比と高齢人口比の推移

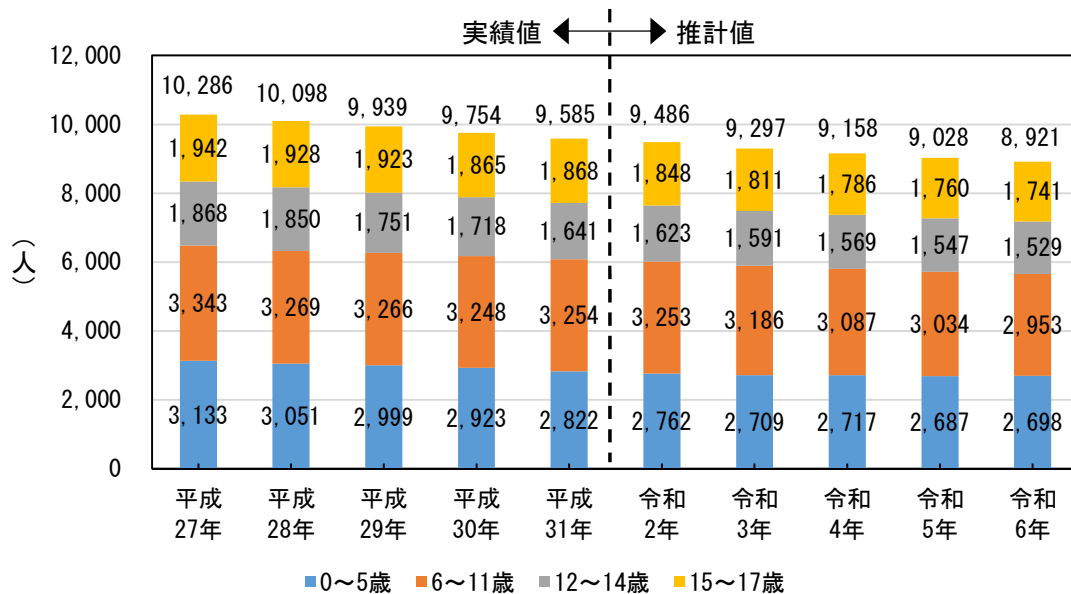


資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の子ども（18歳未満）の人口は緩やかに減少しています。今後もこの傾向は続くと予想されます。

■子どもの人口の推移と推計

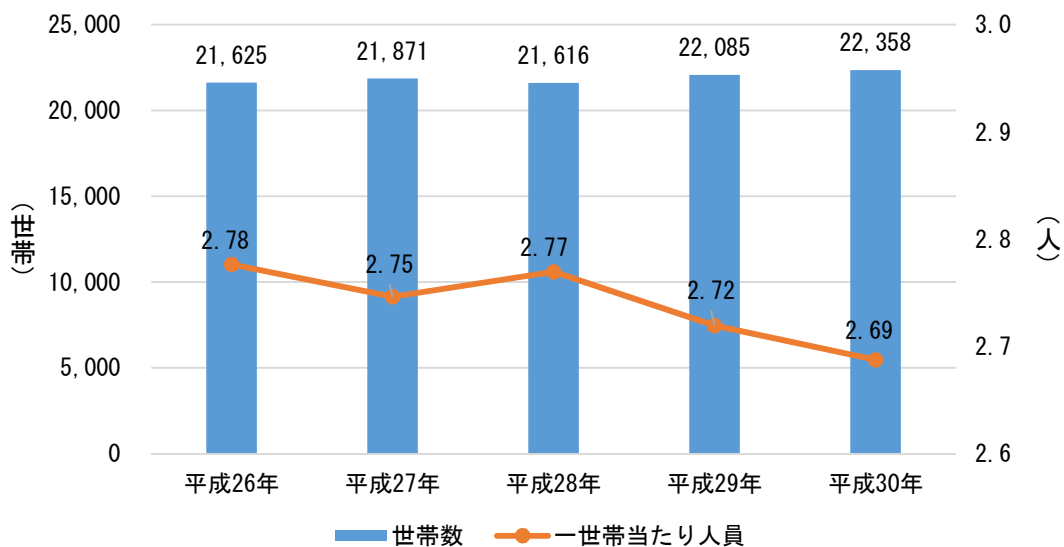


資料：平成27年から平成31年は住民基本台帳人口（各年3月末）
令和2年から令和6年はコーホート変化率法による推計値

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成26年度から平成30年度で73世帯増加しています。それに対して、一世帯当たり人員は減少傾向にあります。

■世帯・一世帯当たりの人員の推移

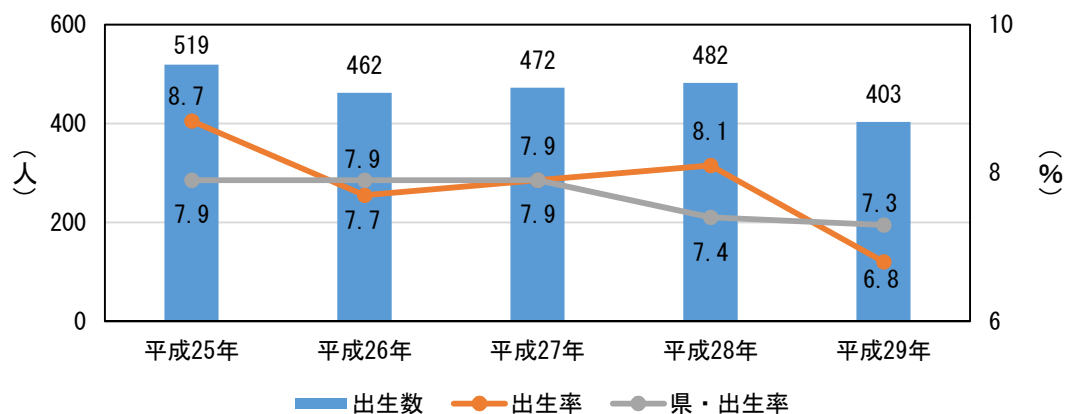


資料：報告書「平成30年栃木県の人口」（各年10月1日現在）

(4) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成29年時点で403人となっています。また、人口千人に対する出生数の割合である出生率についても、年々減少しており、平成29年には県の出生率を下回っています。

■出生数及び出生率の推移



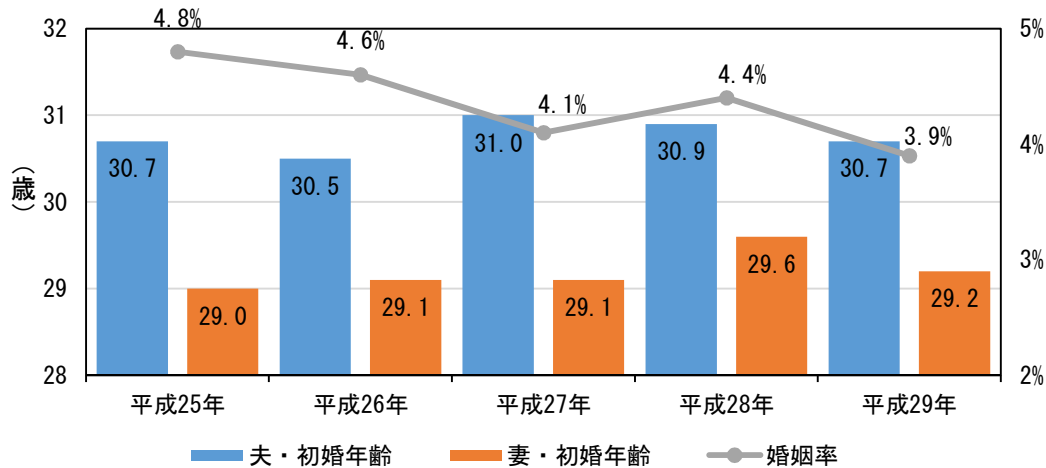
資料：栃木県保健統計年報（各年12月末現在）

(5) 婚姻の状況

本市の、人口全体に対する婚姻発生頻度である婚姻率は減少傾向にあり、平成29年には、4%を下回っています。

また、夫・妻の初婚年齢については、夫はおおむね30歳、妻はおおむね29歳で推移しています。

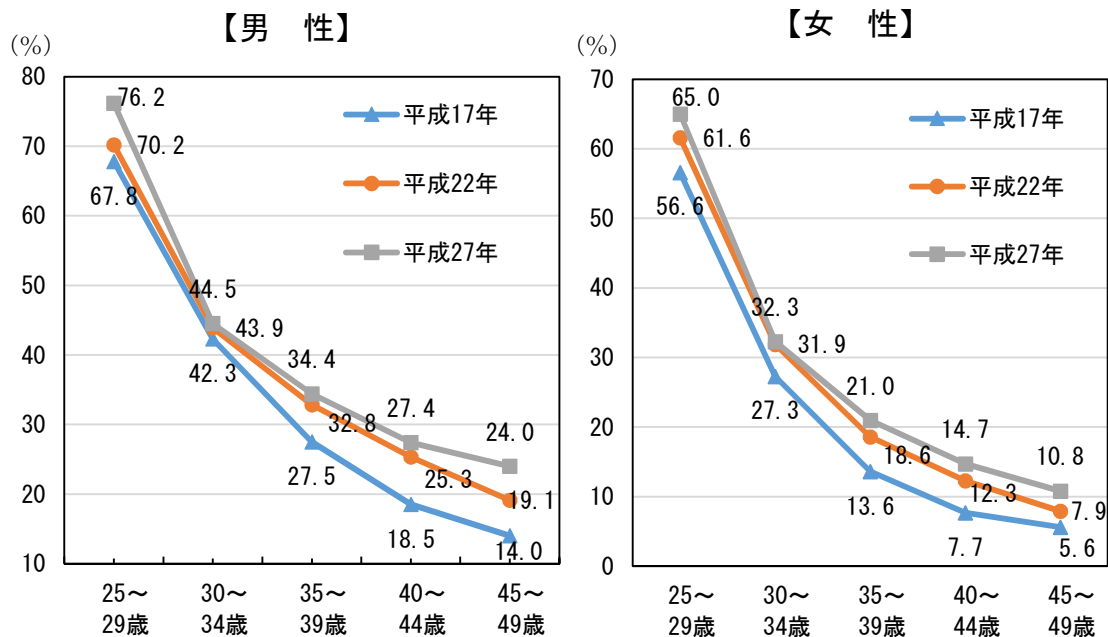
■ 婚姻率及び夫・妻の初婚年齢の推移



資料：栃木県保健統計年報（各年12月末現在）

人口に占める未婚者の割合である未婚率の5歳階級別の推移をみると、平成17年から平成27年までの10年間で、男女とも20代後半において10ポイント前後上昇しています。

■ 5歳階級別の未婚率の推移

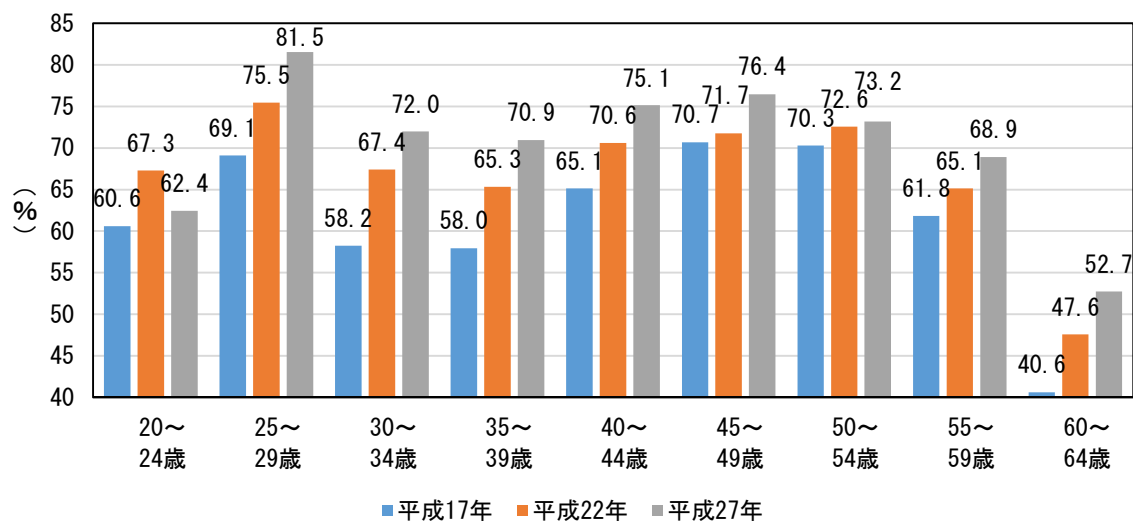


資料：国勢調査（平成17年は旧3町の合算値）

(6) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、全国的な傾向と同様に、結婚・出産期にあたる30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇しています。また、10年前と比べほぼすべての年代で数値が上昇しており、女性の就労が進み、共働き世帯が増加していると考えられます。

■ 5歳階級別の女性の労働力率の推移



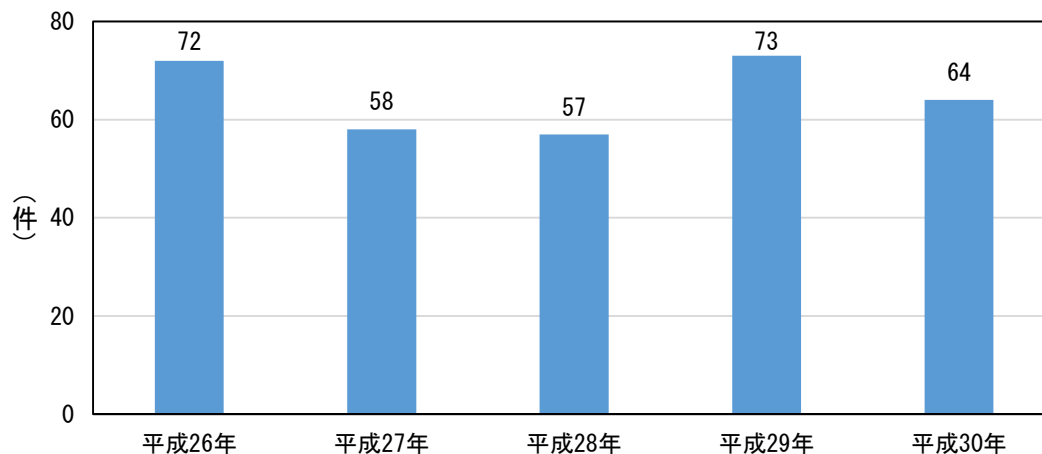
資料：国勢調査（平成17年は旧3町の合算値）

(7) 要保護児童等の状況

① 虐待に関する状況

虐待に関する相談件数の推移をみると、平成24年までは40件から50件で推移していたのに対し、近年では60から70件と多めの件数で推移しています。

■ 虐待に関する相談件数の推移

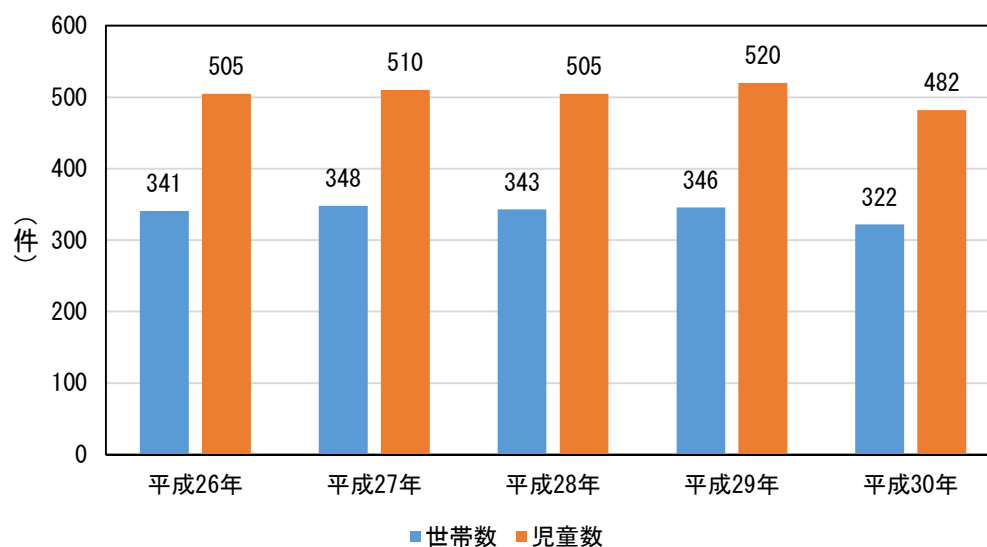


資料：こども福祉課

② ひとり親家庭に関する状況

児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移については、ともに増減を繰り返しながら微増の傾向がありましたが、平成30年度に減となりました。

■ 児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移



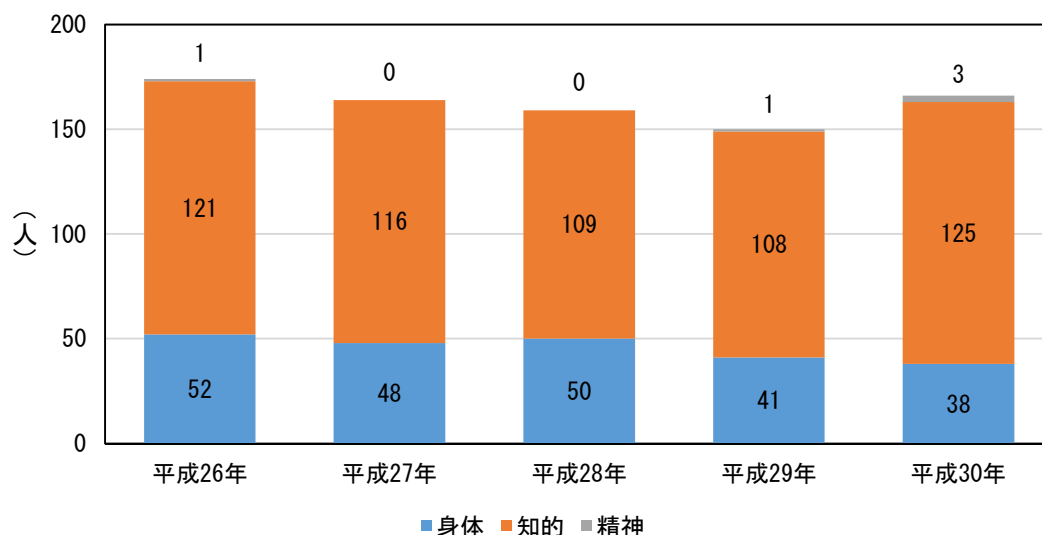
資料：こども福祉課

③障がいのある児童に関する状況

障がいのある児童についてみると、障害者手帳所持者全体の数は増減を繰り返しながらも、平成26年と平成30年の差は7件とほぼ横ばいとなっています。

また、身体障害者手帳所持者については減少傾向にあり、5年間で14件の減となっています。

■18歳未満の各障害者手帳所持者の推移

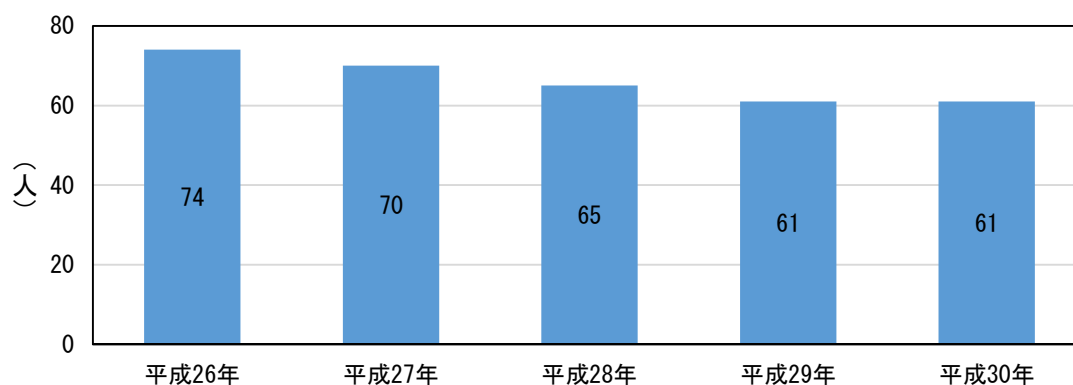


資料：各障害者手帳交付台帳、各年度3月末時点（社会福祉課）

小児慢性特定疾患は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となるためこれを放置すると児童の健全な18歳未満（一部20歳まで）の児童を対象に、対象疾患の治療に係る医療費について、医療保険の自己負担分を公費で助成する制度があります。令和元年7月1日現在、16疾患群、762疾病となっています。

本市の小児慢性特定疾患患者については、平成30年時点で61人となっており、この5年で減少傾向を示しています。

■小児慢性特定疾患患者数の推移



資料：特定疾患患者福祉手当受給者台帳、各年度3月末時点（社会福祉課）

第2節 教育・保育事業等の実施状況

(1) 教育認定

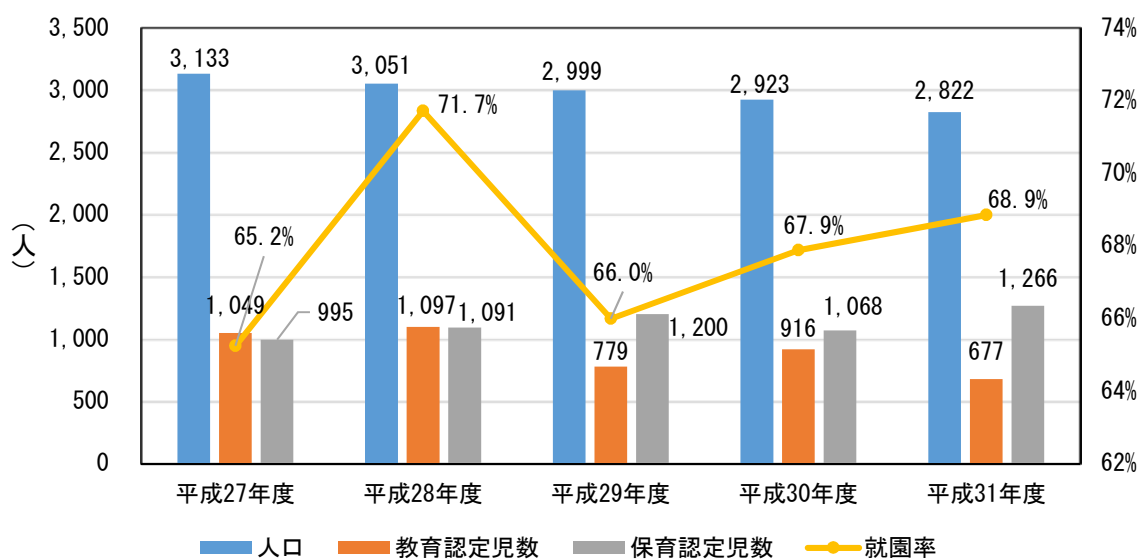
令和元年度時点で教育認定児童を受入している幼稚園、認定こども園は7園（幼稚園1園、認定こども園6園）で、教育認定を受けている在園児数は幼稚園65人、認定こども園561人となっています。

保護者の就労等により保育認定を希望する児童が増加傾向にあることに伴い、教育認定児童は減少傾向にあります。

■教育認定児童の受入施設

	施設名	定員	通常教育時間	預かり保育	満3歳児 未満保育
幼稚園	石橋幼稚園	90	8:30 ~ 14:00	○	○
認定こども園	むつみ愛泉こども園	60	8:00 ~ 14:30	○	○
	第二愛泉幼稚園	96	9:00 ~ 14:00	○	○
	愛泉幼稚園	105	9:00 ~ 14:00	○	○
	第二薬師寺幼稚園	105	9:00 ~ 14:00	○	○
	野ばら幼稚園	150	8:00 ~ 14:00	○	○
	薬師寺幼稚園	185	9:00 ~ 14:00	○	○

0～5歳児の就園率



(2) 保育認定

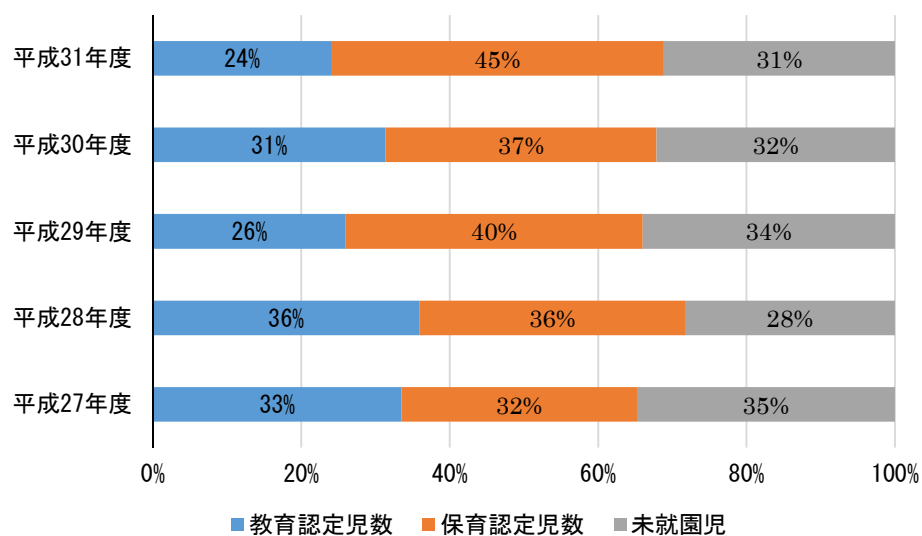
令和元年度時点で認可保育所は、14園（公立保育所4園、私立保育所4園、認定こども園6園）で在園児数は保育所508名、認定こども園等758名となっており、保育認定児童は増加傾向にあります。

■ 保育認定児童の受入施設

		施設名	定員	受入年齢	開園時間	一時預かり	病後児保育
保育所	公立	グリム保育園	150	生後2か月～	7～19時	○	
		こがねい保育園	90	生後2か月～	7～19時		
		しば保育園	70	生後2か月～	7～19時		
		吉田保育園	50	生後5か月～	7～19時		
	私立	あおば保育園	50	生後2か月～ 2歳児まで	7～20時	○	○
		わかくさ保育園	60	生後2か月～	7～20時		
		わかば保育園	90	生後2か月～	7～20時	○	○
		薬師寺保育園	50	生後5か月～	7～19時	○	
認定こども園	私立	むつみ愛泉こども園	155	生後2か月～	7～20時	○	○
		第二愛泉幼稚園	131	生後2か月～	7～20時	○	
		愛泉幼稚園	176	生後2か月～	7～19時	○	
		第二薬師寺幼稚園	120	生後2か月～	7～20時	○	
		野ばら幼稚園	160	生後2か月～	7～19時	○	
		薬師寺幼稚園	229	生後2か月～	7～20時	※	○

※薬師寺幼稚園は令和2年度より一時預かり事業を開始予定です。

■ 0歳から5歳における教育・保育施設に通園している割合



(3) 認可外保育施設

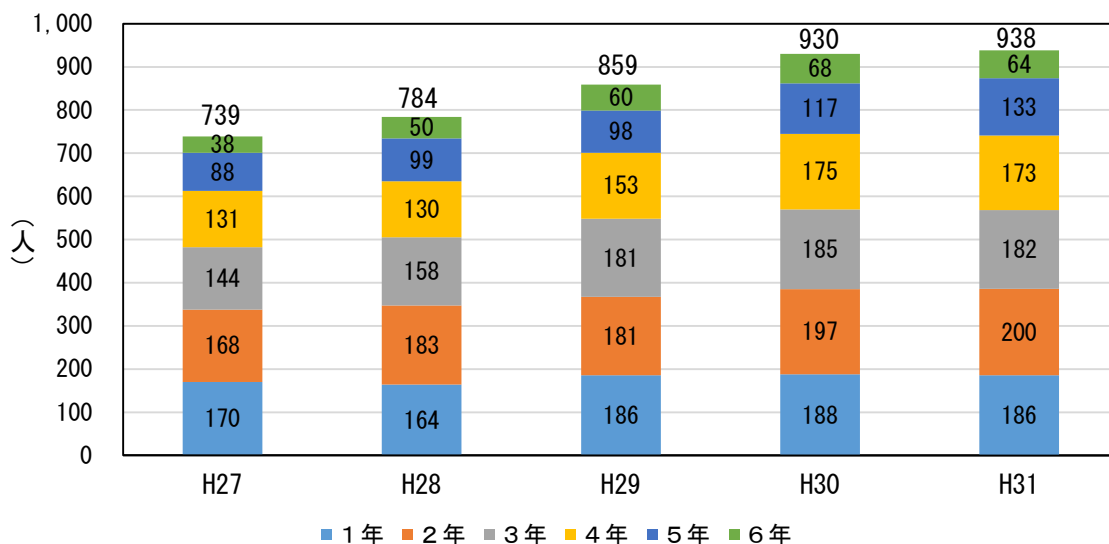
市内に設置されている認可外保育施設は、令和元年度時点で以下の5施設となっています。

施設名	定員	受入年齢	備考
ひなぎく保育園	11	生後2か月～6歳	
チャイルド	60	2歳のみ	薬師寺幼稚園内
トータスキッズ下野	6	1歳～2歳	地域枠3人、従業員枠3人
にこにこ保育園	5	生後2か月～2歳	
キッズライン	2	0歳0ヶ月～15歳	ベビーシッター

(4) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの在籍者数は、令和元年度現在938人となっており、全体的に増加傾向にあります。特に小学校1年生から3年生の利用が多く、半分以上を占めています。

■各年度7月末現在の在籍者数（夏休みのみ在籍者も含む）の推移



■学童保育室の実施状況

地区名	施設名	学校名	土曜日※
南河内	南河内児童館学童保育室	祇園小学校	○
	薬師寺小学童保育室	薬師寺小学校	
	吉田東小学童保育室	吉田東小学校・吉田西小学校	
	緑小学童保育室	緑小学校	
国分寺	国分寺東小学童保育室	国分寺東小学校	
	国分寺駅西児童館学童保育室	国分寺小学校	○
	国分寺小学童保育室（第1）	国分寺小学校	
	国分寺小学童保育室（第2）	国分寺小学校	
	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺小学校（旧国分寺西小学校）	
石橋	石橋小学童保育室（第1）	石橋小学校・細谷小学校	
	石橋小学童保育室（第2）	石橋小学校・細谷小学校	
	古山小学童保育室（第1）	古山小学校	○
	古山小学童保育室（第2）	古山小学校	
	石橋北小学童保育室	石橋北小学校	

※土曜日は各地区1箇所を実施しています。

(5) 子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、互いに助けたり、助けられたりしながら会員相互による育児の援助活動を行う組織で、平成23年6月から実施している事業です。

主な活動内容は、子どもの習い事等への送迎や保育園・幼稚園・学童への送迎及び預かりとなっています。

■ファミリー・サポート・センターの会員数と活動件数

年 度	提供会員	依頼会員	両方会員	活動件数
平成26年度	70人	124人	1人	897件
平成27年度	76人	161人	3人	1,228件
平成28年度	82人	188人	4人	1,895件
平成29年度	81人	197人	4人	2,323件
平成30年度	63人	228人	4人	1,700件

②延長保育

保育園に入園している方の通常保育時間（※認定や施設により保育時間は異なります。）を超えてお子さんをお預かりする事業です。平成31年4月（令和元年度）時点で、14箇所を実施しています。

③一時預かり

冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のために、保育所や認定こども園でお子さんをお預かりする事業です。平成31年4月（令和元年度）時点で、保育所4園（公立1園、私立3園）、認定こども園5園で実施しています。施設によっては、月極めや1日単位での預かりも実施しています。

④病後児保育

病気の回復期にあるため、集団保育が出来なかったり、保護者による保育が出来ない場合に、専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

■病後児保育の施設数と延べ利用者数

年 度	施設数	延べ利用者数
平成26年度	3	312
平成27年度	3	379
平成28年度	3	476
平成29年度	3	435
平成30年度	3	423

第3節 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に当たり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、平成30年12月、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「子育て支援ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。回収率は、就学前児童67.1%、小学生児童92.2%、合計74.7%でした。

なお、「前回」と記載している結果については、平成25年に実施した「子育て支援ニーズ調査」（回収率 就学前児童67.9%、小学生児童97.2%、合計76.7%）のことを指します。

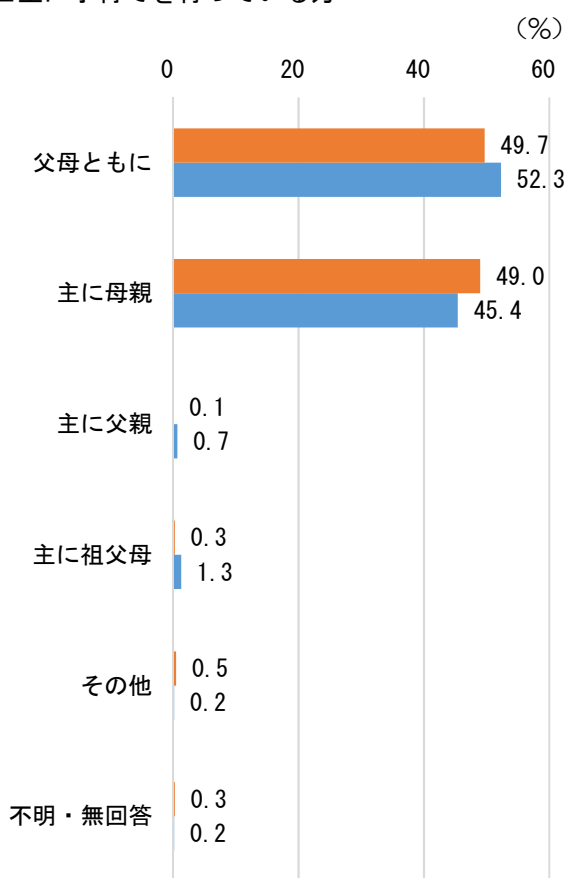
以下に、主な結果を示します。

（1）子育てをしている方について

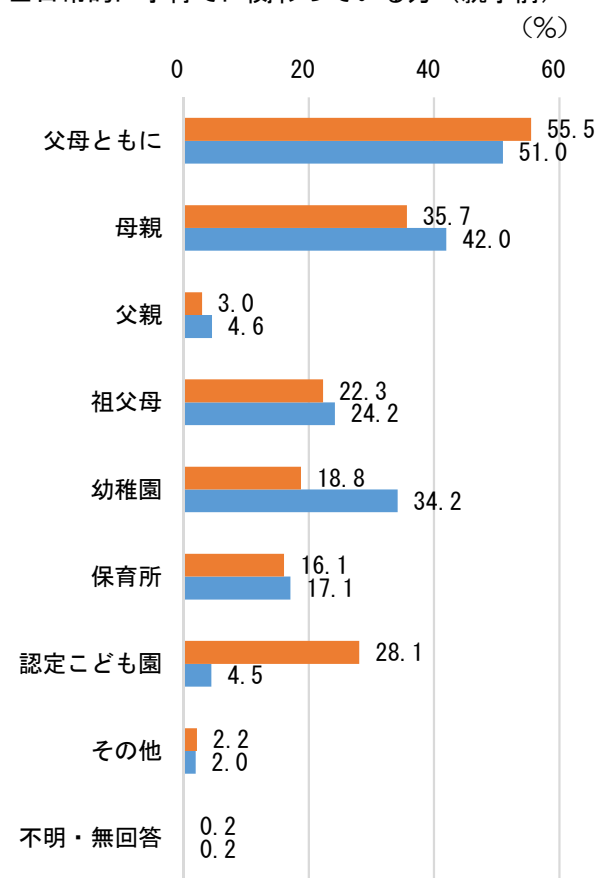
主に子育てを行っている方は、「父母ともに」が就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約5割と最も多く、次いで「主に母親」が5割弱を占めています。

日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」が55.5%、「母親」が35.7%を占め、「父親」は3.0%となっています。また、「教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）」や「祖父母」も多くなっています。

■主に子育てを行っている方



■日常的に子育てに関わっている方（就学前）



■就学前児童の保護者 ■小学生の保護者

■今回 ■前回

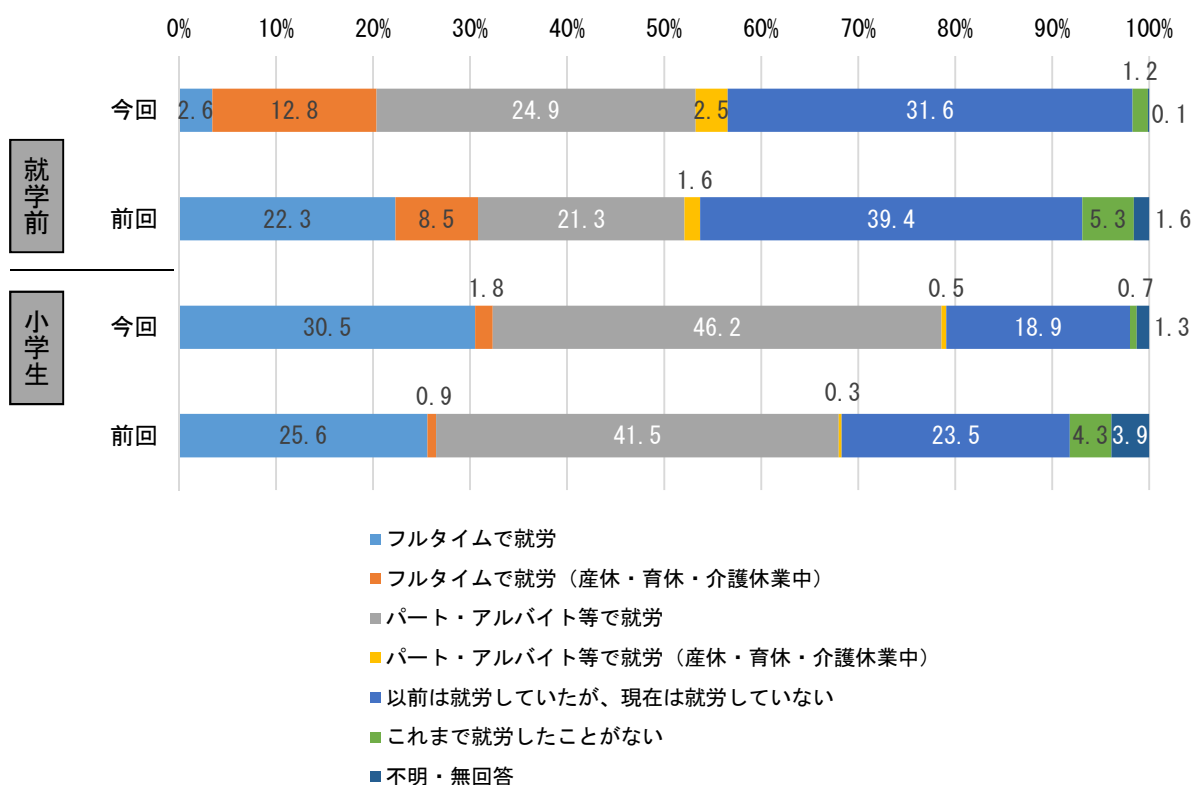
(2) 保護者の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童の保護者は「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生の保護者では「パート・アルバイト等で就労」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、就学前も就学後も母の就労が増加しています。

また、1日当たりの保護者の就労時間をみると、父親は就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「10時間以上」、母親は就学前児童保護者が「8時間」、小学生児童保護者が「4～5時間」と最も多く、父親が長時間労働に携わっている状況がうかがえます。

前回調査時よりも、就労している母親が増えており、また、就労を希望する母親も多いことから、母親の子育て負担が父親よりも大きいことが考えられます。そのため、母親だけではなく、父親の仕事と子育てが両立できる環境づくりを進める必要があります。

■母親の就労状況の変化



■保護者の1日当たりの就労時間 (網掛けは最大値)

単位：%	就学前				小学生			
	父親		母親		父親		母親	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回
4時間未満	0.2	0.0	4.3	2.8	0.8	0.2	3.9	1.8
4～5時間	0.3	0.3	17.6	17.4	0.4	0.2	31.6	32.9
6～7時間	1.4	1.4	23.9	29.5	1.4	1.4	23.9	24.3
8～9時間	34.5	41.1	40.6	41.4	36.9	41.0	32.7	32.4
10時間以上	58.6	52.0	12.0	7.8	52.9	53.7	6.5	7.4
無回答・不詳	4.9	5.1	1.6	1.1	7.7	3.4	1.5	1.1

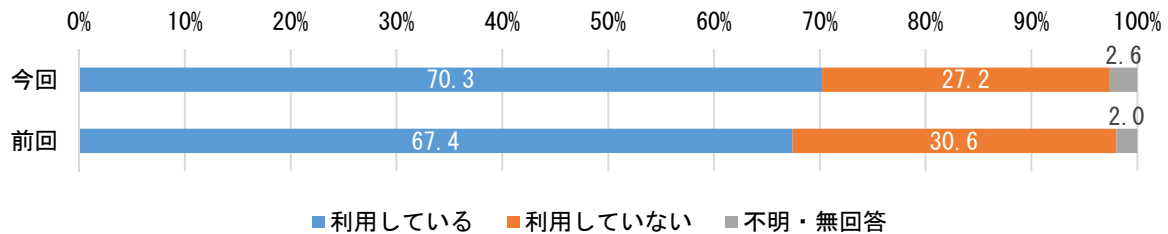
(3) 教育・保育事業の利用について

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」(70.3%)が最も多く、「利用していない」(27.2%)を上回っています。前回調査に比べ、「利用している」が2.9ポイント増加しています。

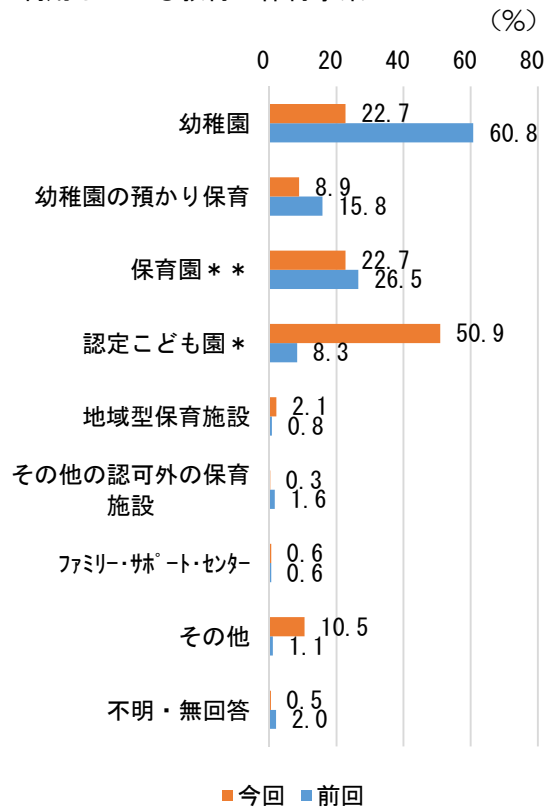
利用している教育・保育事業は、「認定こども園(1・2・3号認定)」(50.9%)、「1号認定」(26.1%)、「2・3号認定」(24.8%)が最も多く、次いで「幼稚園」(22.7%)、「保育園」(22.7%)となっています。前回調査に比べ、「認定こども園(1・2・3号認定)」(「1号認定」(42.2%)・「2・3号認定」(38.7%))が42.6ポイント増加しています。

また、今後利用したい事業では、「認定こども園(1・2・3号認定)」が80.9%と高い割合になっており、認定こども園の需要が高まっています。

■教育・保育事業の利用状況(就学前)

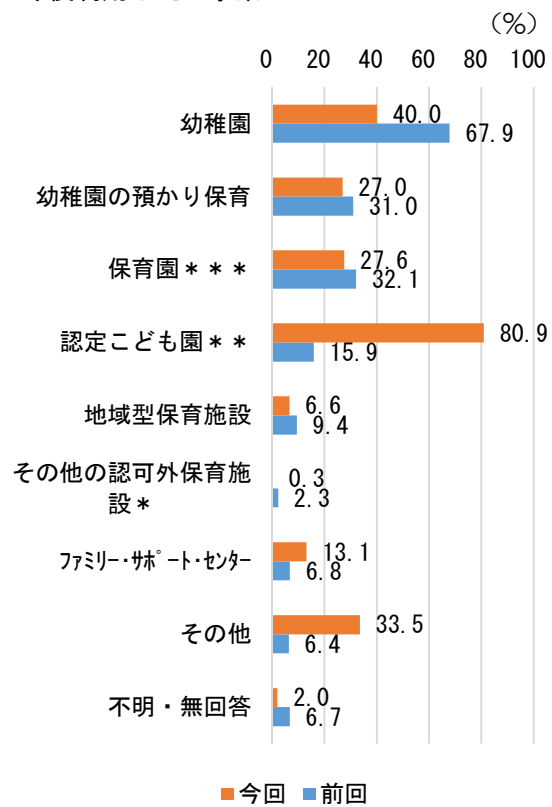


■利用している教育・保育事業



* 今回は、1号認定と2・3号認定の合計
** 今回は、認可保育所

■今後利用したい事業

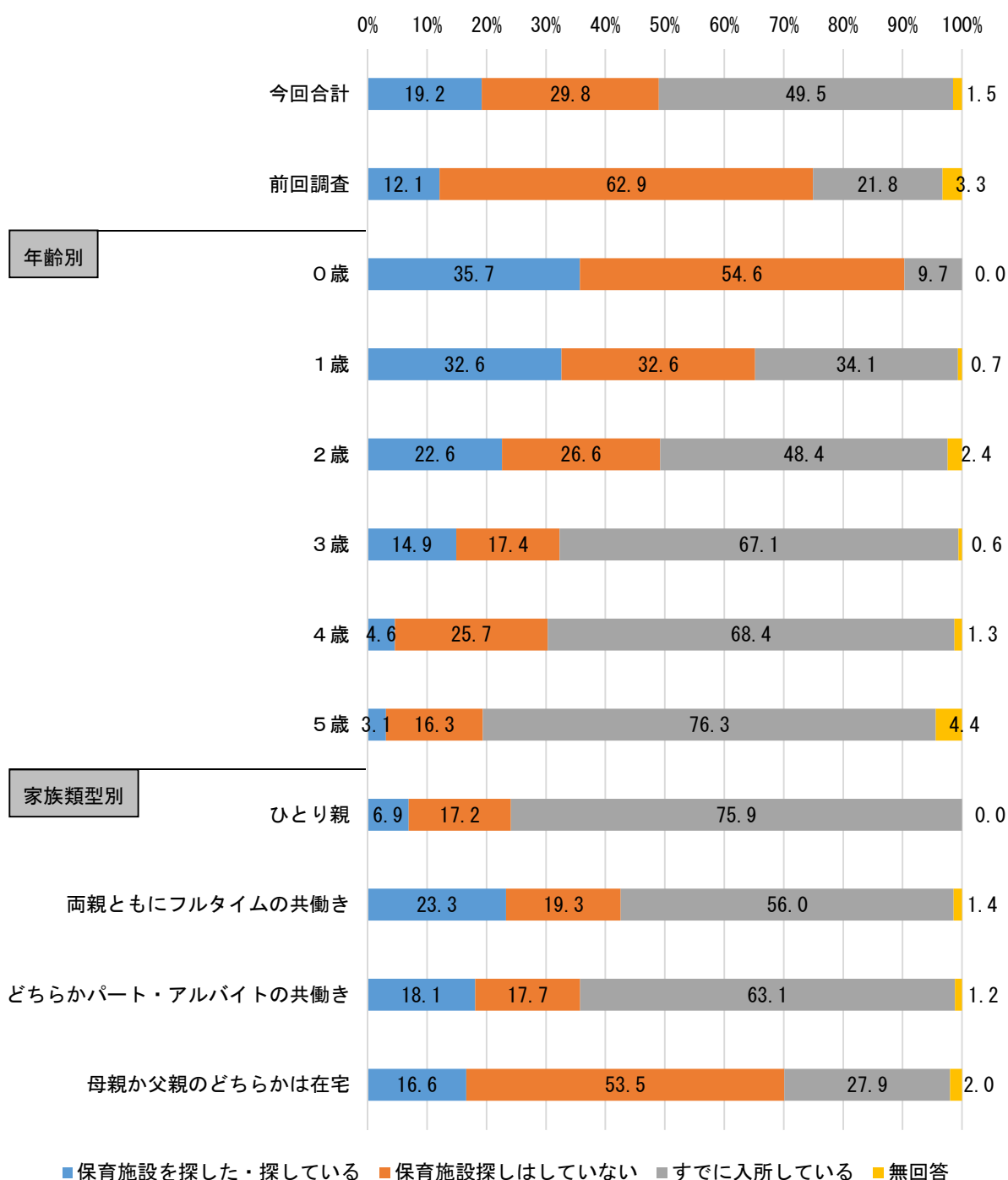


* 前回は、自治体の認証・認定保育施設を含む
** 今回は、1号認定と2・3号認定の合計
*** 今回は、認可保育所

(4) 保育園探しについて

1年間で保育施設探しの状況は、「探した・探している」は19.2%となっており、その割合は0歳が最も多く（35.7%）、子どもの年齢が高くなると減少（5歳3.1%）する傾向にあります。両親ともにフルタイムの共働きの方が、子ども年齢が低いうちから保育園を探す傾向にあり、前回調査と比べて「探した・探している」が7.1ポイント増加していることから、共働き家庭が増えていることによる低年齢児童の保育ニーズが高まっていることがうかがえますので、より一層、低年齢の保育の受け入れ確保が必要になってきています。

■ 1年間の保育園探しの状況（年齢別・家庭類型別）＜クロス集計＞



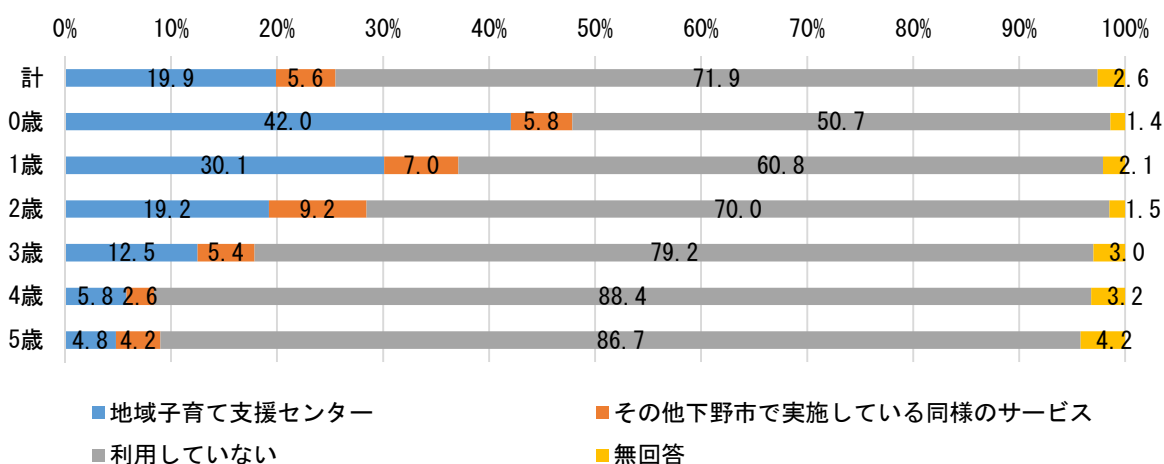
(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」が71.9%で最も高くなっているものの、年齢によって利用に差があり、0歳では「利用している」との回答は42.0%あり、年齢が高くなると利用が減少していく傾向にあります。

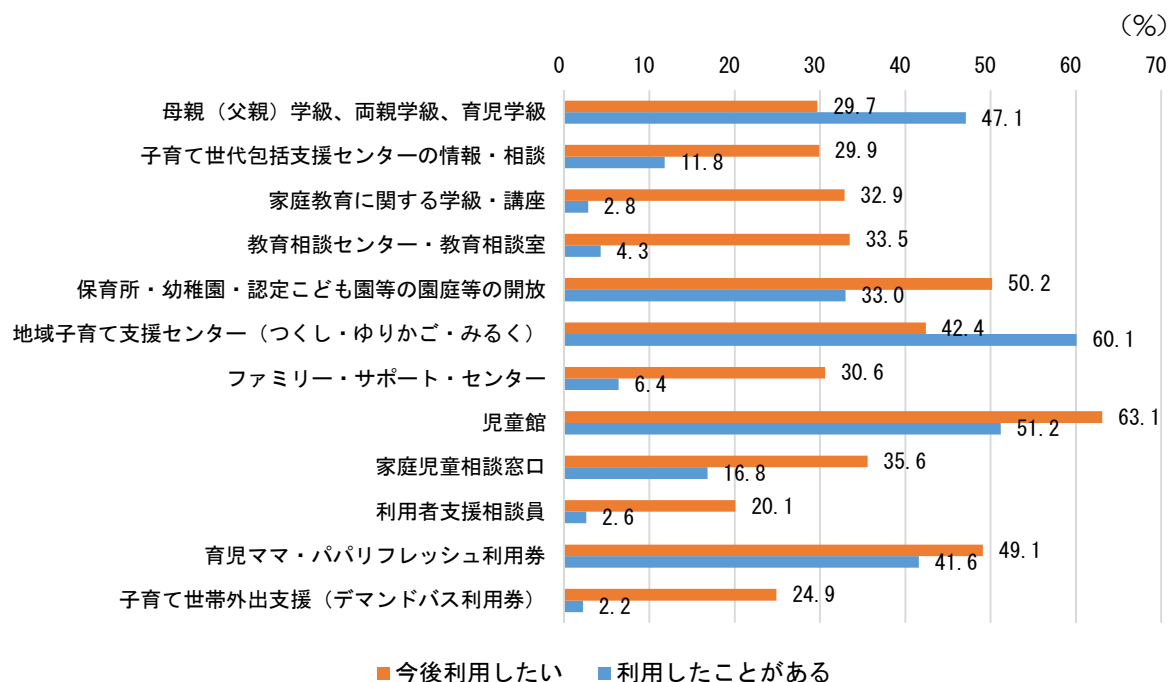
また、就学前児童の保護者で利用経験のある事業は、「地域子育て支援センター」、「児童館」、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」が4割以上となっています。

地域子育て支援センターや市が実施する事業やサービス等については、子どもの年齢や、必要性の有無などの理由によって利用状況が大きく異なっている状況がうかがえます。そのため、これらが十分に利用されるよう、対象を絞った周知啓発が必要です。

■子育て支援事業の利用状況<クロス集計>



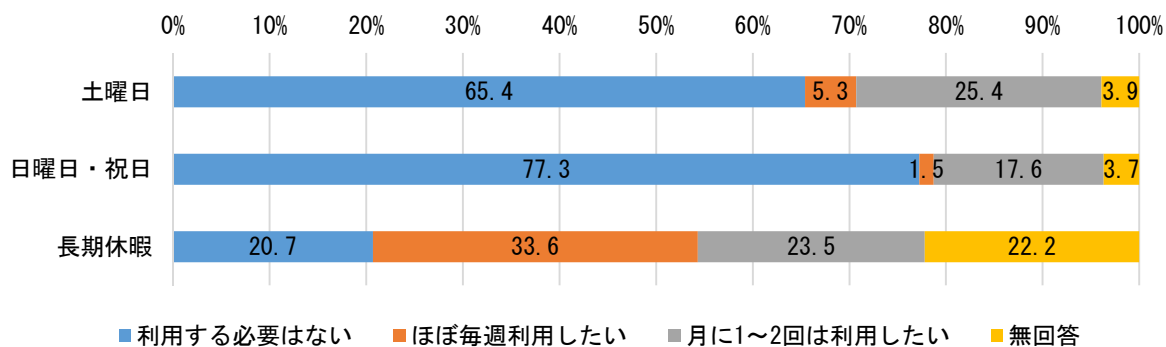
■利用経験と今後の利用意向



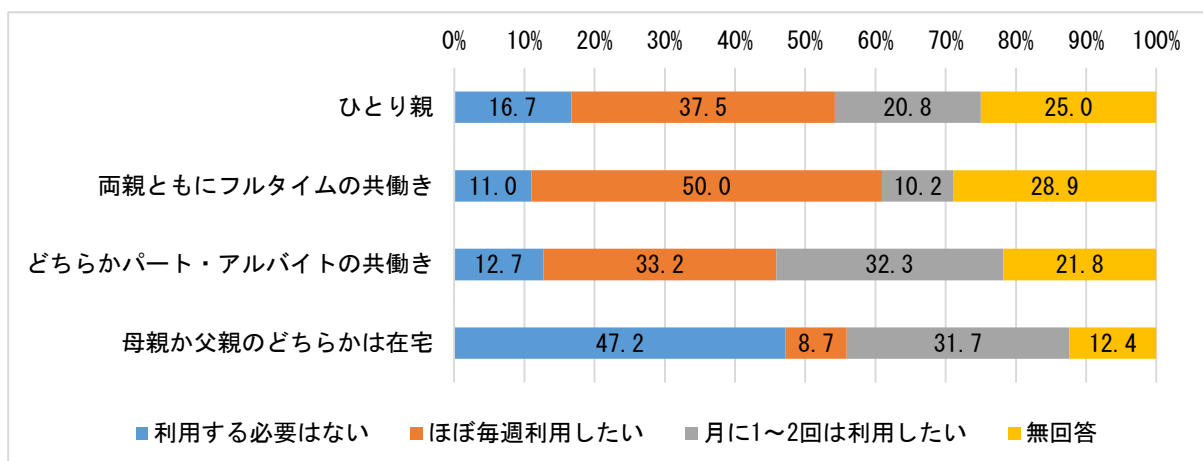
(6) 土曜日・日曜日・祝日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用は、土曜日や日曜日・祝日は「利用する必要はない」が65%以上を占めていますが、長期休業では利用希望が多くなっており、父母ともに共働きをしている家族で長期休業中の利用意向が高くなっています。

■教育・保育の利用意向（土、日・祝日）



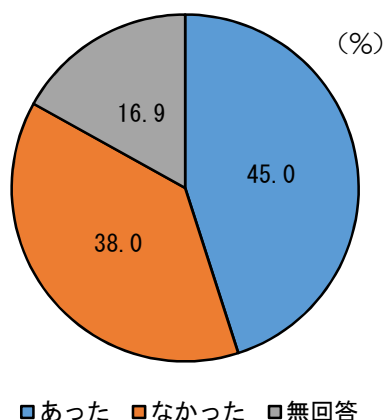
■長期休暇における教育・保育の利用意向（家族類型型）



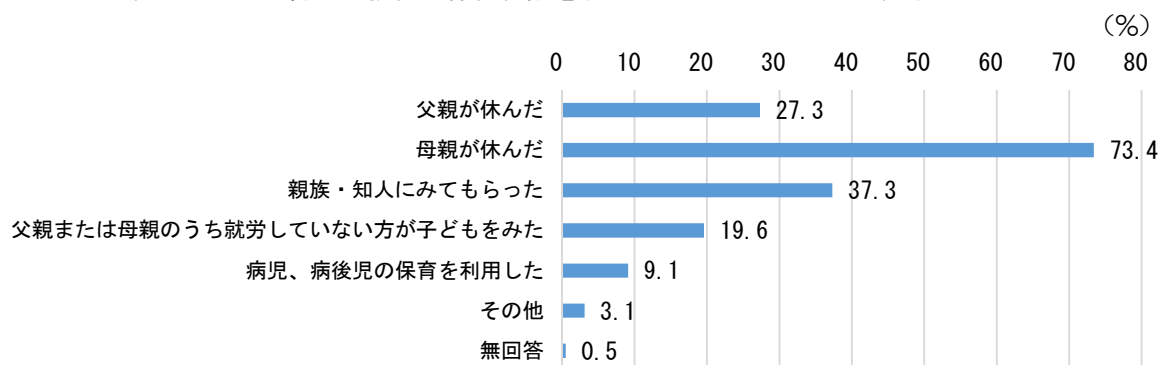
(7) 子どもが病気の際の対応について

子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育施設を「利用できなかったことがあった」と回答した保護者の方は45.0%いました。対処方法は「母親が休んだ」(73.4%)が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」(37.3%)、「父親が休んだ」(27.3%)となっています。母親が休んだ日数は「6~10日」が22.5%と最も多く、母親の負担が大きい状況です。

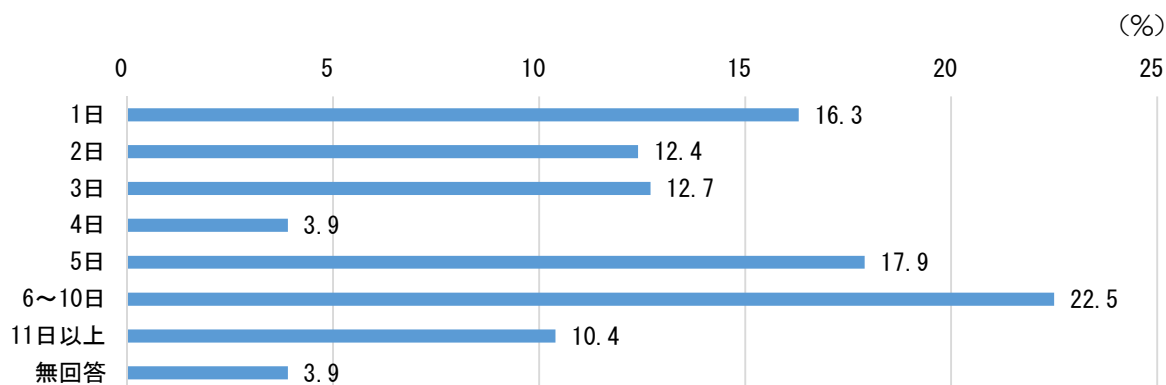
■この1年間に子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育施設が利用できなかったことはあったか



■子どもが病気やケガで普段の教育・保育施設を利用できなかったときどう対処したか



■母親が仕事を休んだ日数



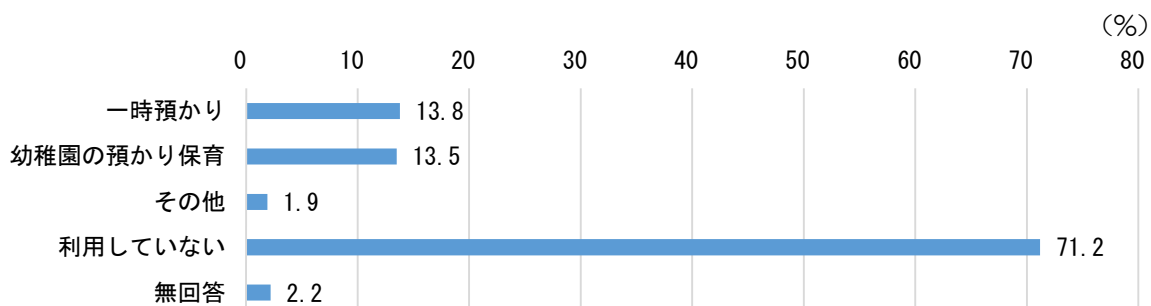
(8) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等について

<不定期の教育・保育事業等の利用>

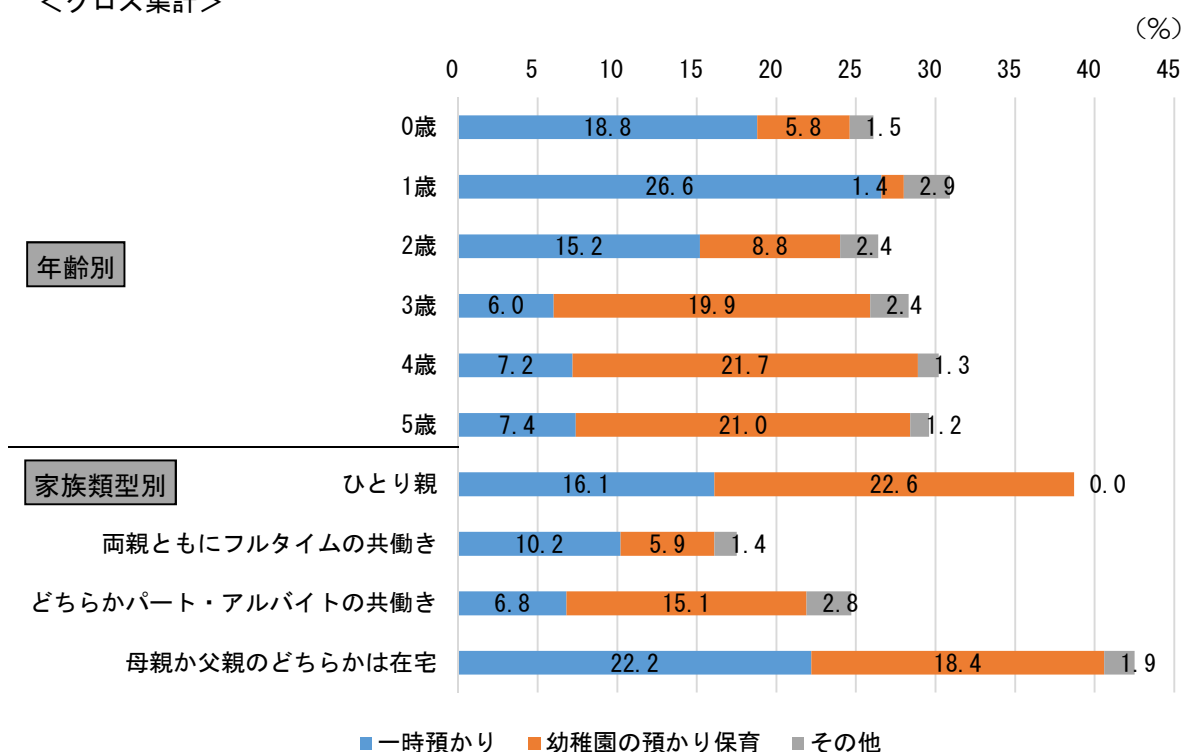
不定期の教育・保育事業等の利用状況は、「利用していない」(71.2%)が最も多く、次いで「一時預かり」(13.8%)、「幼稚園の預かり保育」(13.5%)となっています。年齢別では、0歳から2歳では「一時預かり」の利用割合が多く、3歳から5歳では「幼稚園の預かり保育」が多くなっています。家族類型別では、「両親ともにフルタイムの共働き」の家族と「母親か父親のどちらかは在宅」の家族で、「一時預かり」の利用割合が多くなっています。

不定期に事業を利用している人は少ない状況ですが、利用している事業では、子どもが大きくなると「幼稚園の預かり保育」の利用が多くなっています。保護者が子どもを預けたいときに預けられる、柔軟な仕組みづくりが求められます。

■不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況



<クロス集計>



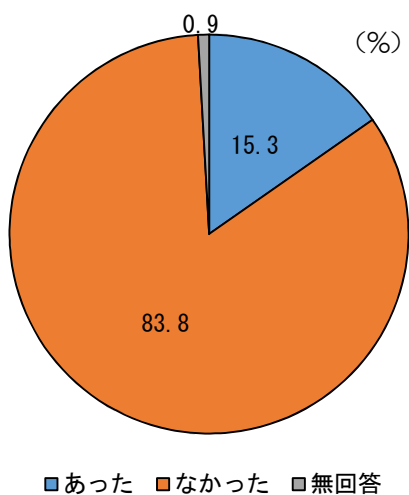
<宿泊を伴う一時預かり>

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことが「あった」は 15.3%、「なかった」は 83.8%となっています。

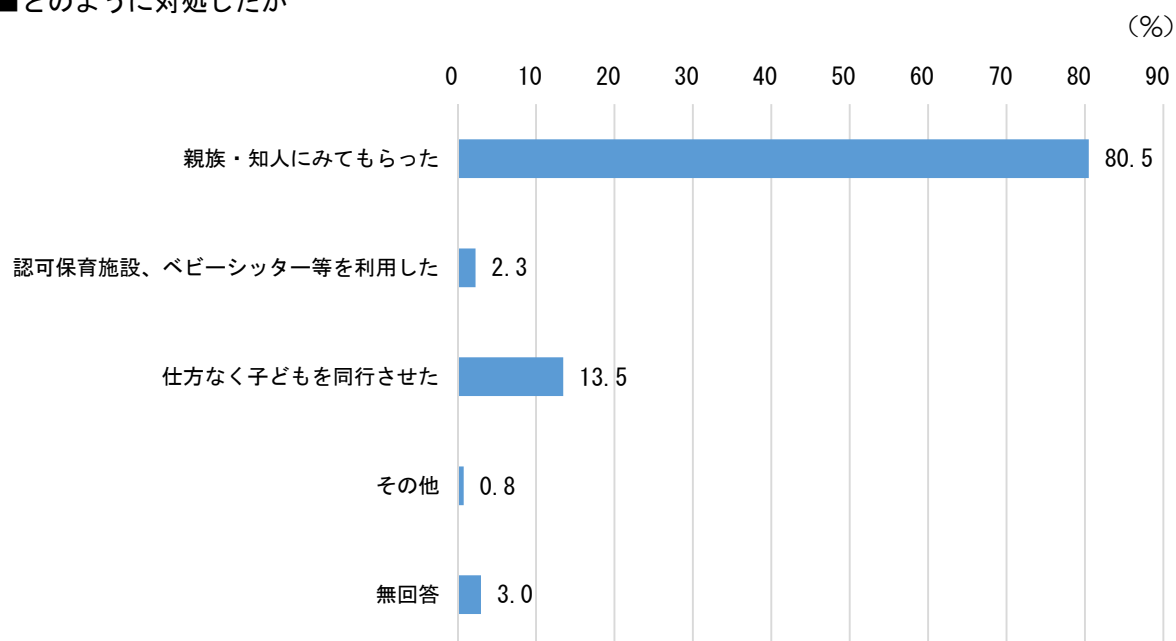
対処方法は、「親族・知人にみてもらった」（84.5%）が最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（14.1%）、「認可外保育施設、ベビーシッター等を利用した」（2.8%）となっています。

「親族・知人にみてもらった」（80.5%）が主な対処方法となっていますが、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（13.5%）が多くなっています。保護者が子どもを預けたいときに預けられる、柔軟な仕組みづくりが求められます。

■この1年間で子どもを泊りがけで預けたことがあったか



■どのように対処したか



(9) 放課後の過ごし方について（学童保育）

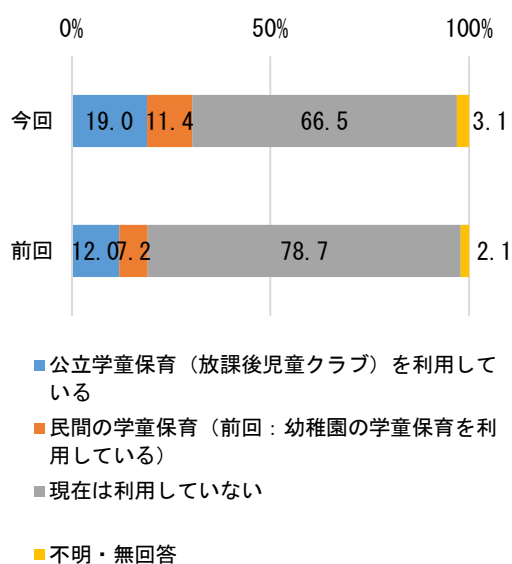
学童保育の利用状況については、「現在は利用していない」（66.5％）が最も高い割合です。前回調査と比べ 12.2 ポイント減少しています。

希望する放課後の過ごし方は、低学年・高学年とも「自宅」、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾等）」、「公立学童保育（放課後児童クラブ）」の順で高くなっています。「自宅」、「習い事」の割合は、低学年に比べ高学年の方が多くなっています。

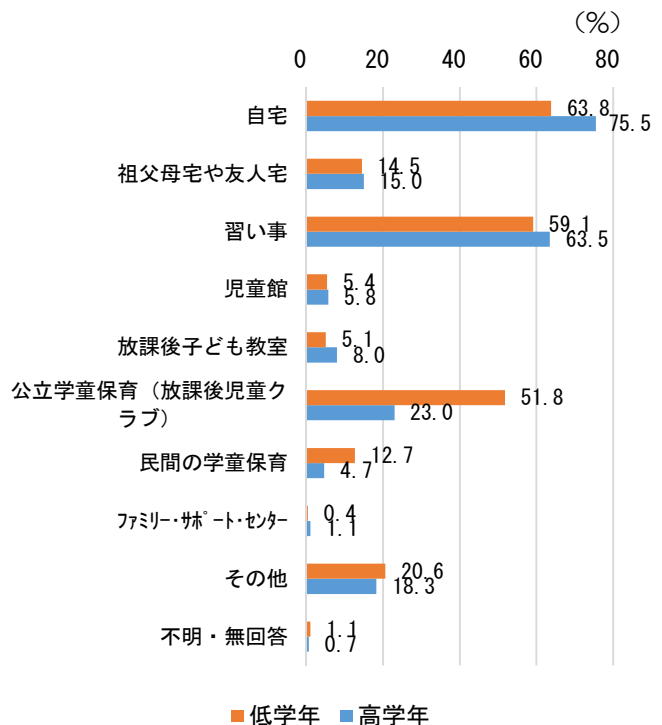
小学校児童の放課後の過ごし方として、学童保育の利用は低学年で利用が多く、ニーズが高いことがうかがえますが、高学年になると利用は減っています。

また、土曜日・日曜日・祝日は利用意向が少なくなっていますが、長期休暇での利用意向がかなり多くなっており、ニーズの高さがうかがえます。

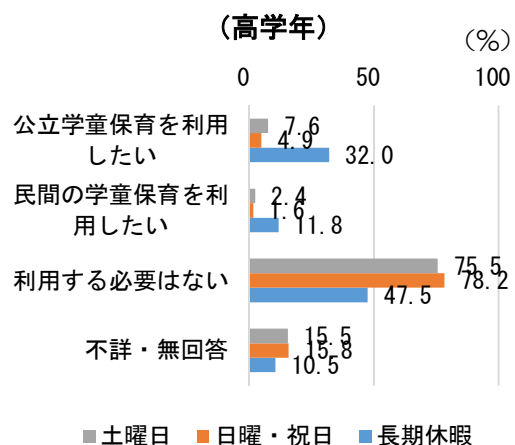
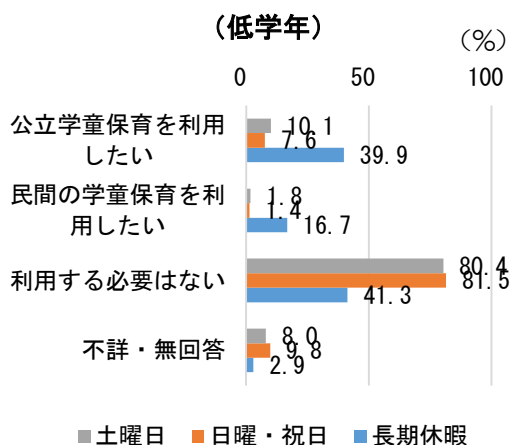
■学童保育の利用状況（小学生）



■希望する放課後の過ごし方



■休日における学童保育の利用意向



(10) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

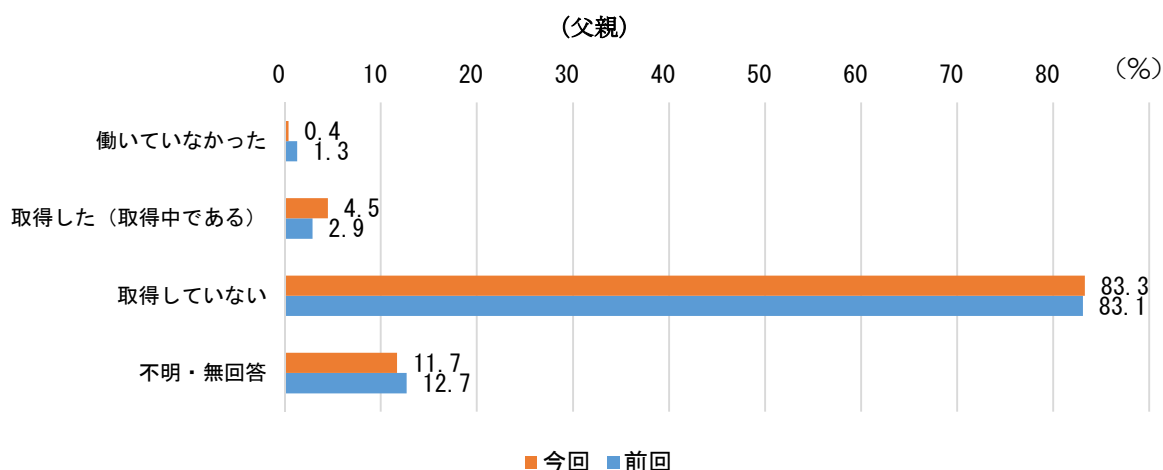
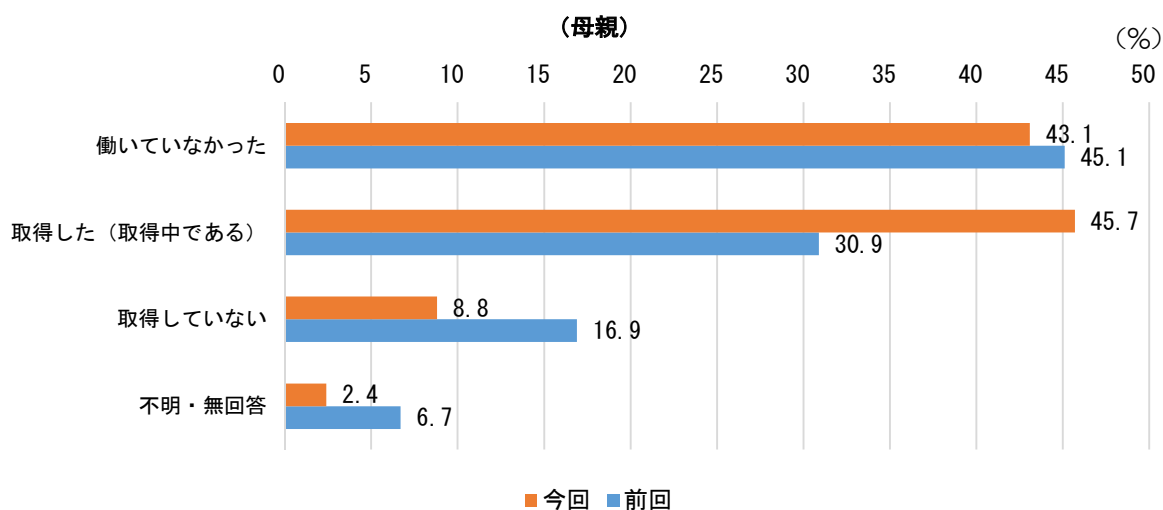
育児休業制度の利用状況は、母親は「取得した（取得中である）」が45.7%と最も多いのに対し、父親は4.5%と少ない状況となっています。前回調査と比べ、母親は14.8ポイント増加しています。

育児休業制度を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」となっています。

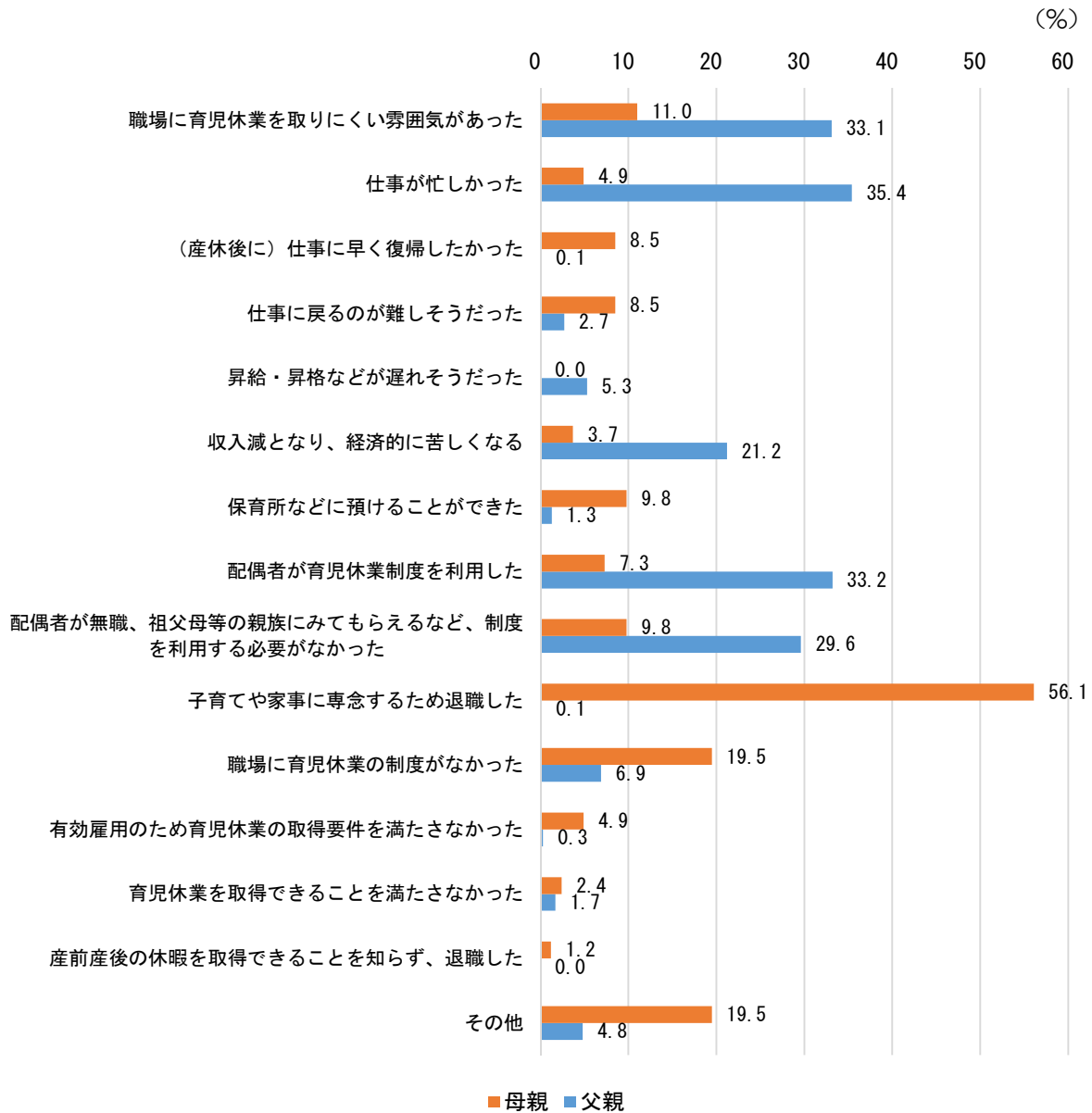
母親の育児休業を取得しない割合（働いていなかった割合を含む）が5割を超え、その理由として「子育てで家事に専念するために退職した」が最も多くなっていることから、仕事と子育てや家事の両立に難しさを感じる母親が多くいることがうかがえます。

また、父親の育児休業取得状況が低く、取得しなかった理由として仕事の忙しさや、職場の雰囲気が上げられており、父親も育児休業を取得しやすい職場づくりや、周知啓発を進めていく必要があります。

■ 育児休業取得状況



■育児休業制度を取得しなかった理由

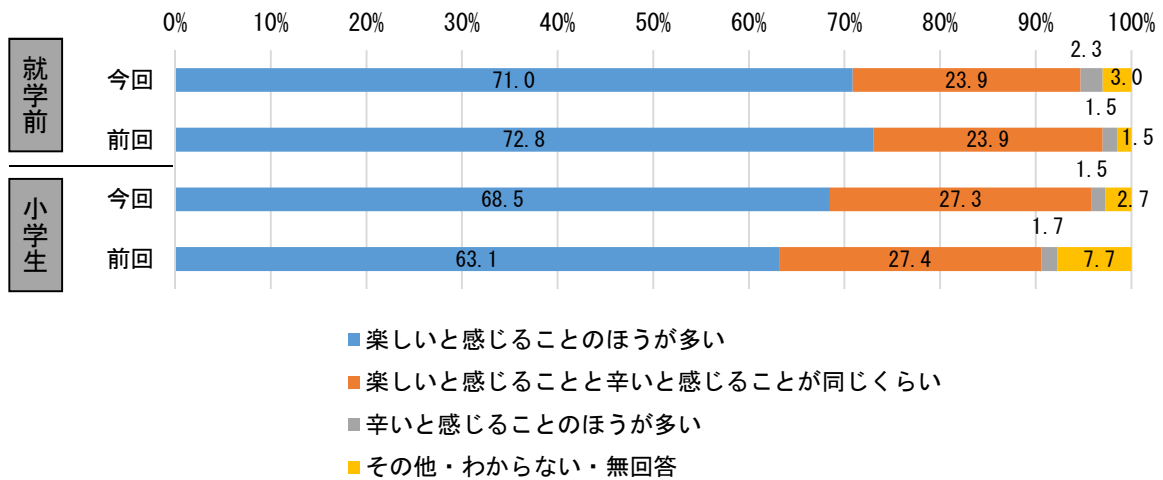


(11) 子育て全般について

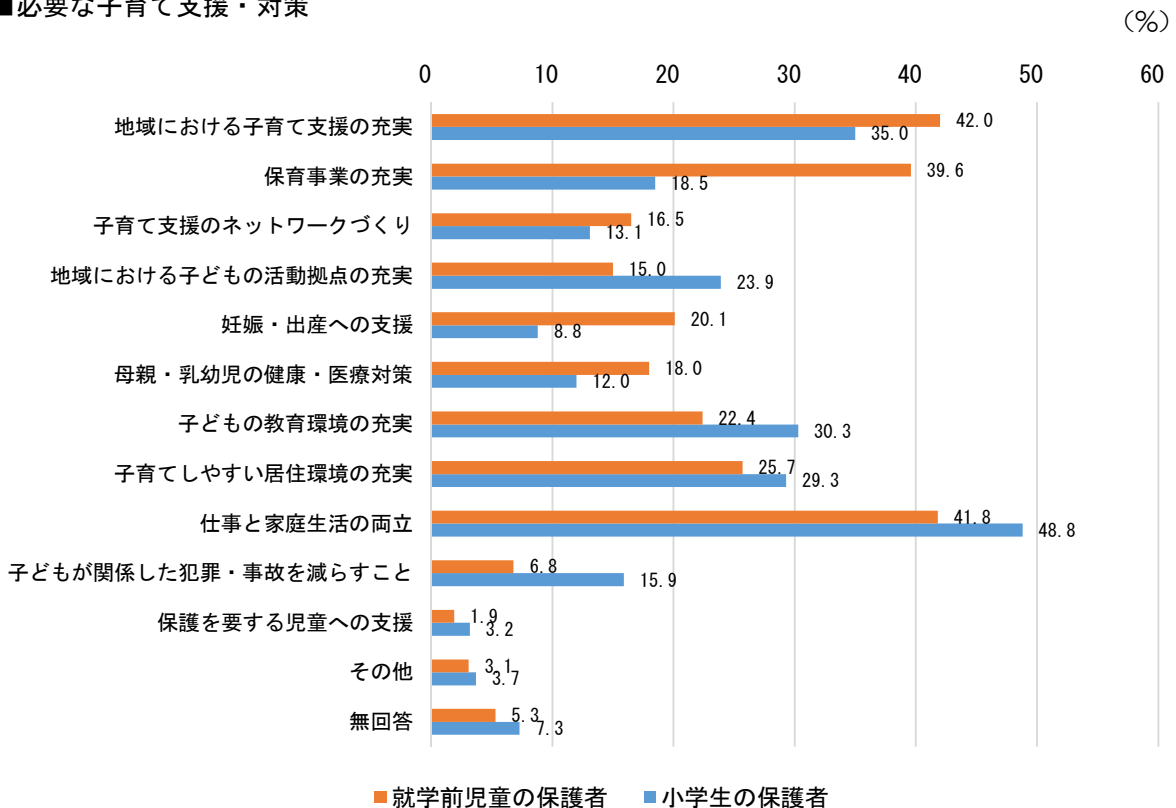
子育てを楽しんでいるかについては、就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに「楽しいと感じる方が多い」が最も多くなっています。前回調査と比べて、就学前児童保護者で1.8ポイント減少、小学生児童保護者で5.4ポイント増加しています。

また、必要な子育て支援・対策については、就学前児童保護者では「地域における子育て支援の充実」、小学生児童保護者では「仕事と家庭生活の両立」が最も多くなっており、求める支援や対策が異なることがわかります。

■子育てが楽しいか



■必要な子育て支援・対策

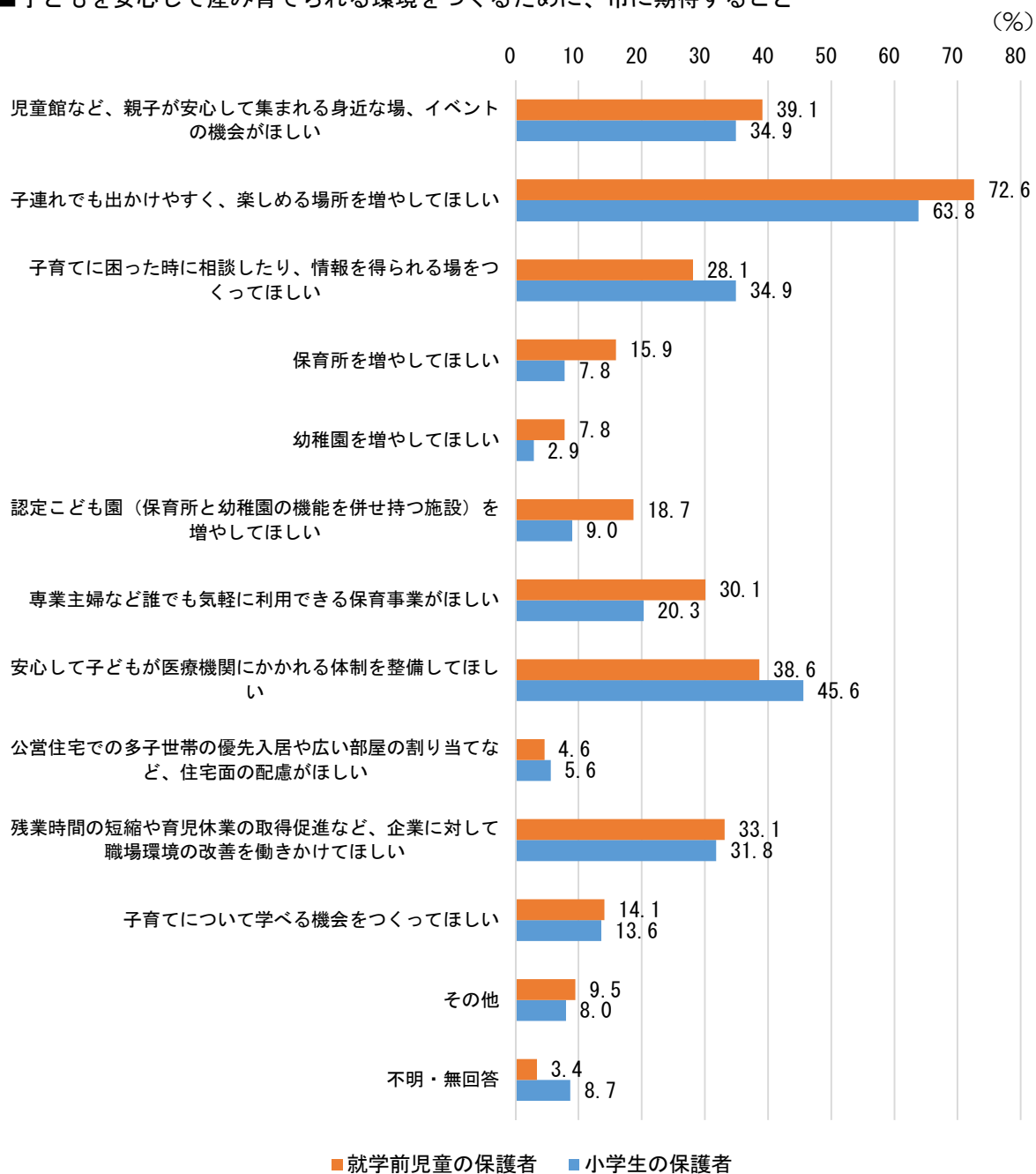


(12) 子育て環境をつくっていくために下野市に期待すること

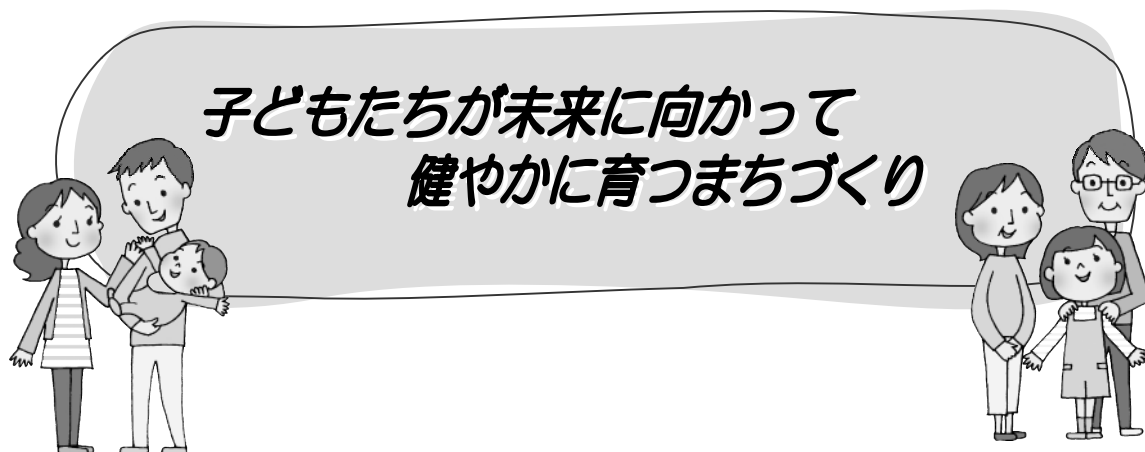
子どもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待することについては、就学前児童の保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が多くなっています。

また、小学生の保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が多くなっており、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、遊び場・交流機会や場の確保などが求められていることがうかがえます。

■子どもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待すること



第1節 子ども・子育ての基本理念



子どもたちは将来の下野市を担う宝であり希望です。子どもたちの笑顔はかけがえのないものです。子どもたちの笑顔を守り、健やかな育ちを支えることは、保護者の幸せにつながっていきます。さまざまな家庭環境の中で、子どもたち一人ひとりの健やかな育ちのために、子育てをきめ細やかに支援していくことは、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

人づくりはまちづくり。子どもも大人も「このまちに住んでよかった、ここが我がふるさと」と思える下野市を目指します。

第2節 基本的視点

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本的な視点に基づき、各種施策や事業に取り組みます。

視点① すべての子どもの幸せと成長

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもが健やかに成長できること

視点② 安心できる子育て環境

妊娠・出産期からの切れ目ない支援をはじめ、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育事業を展開し、安心して子どもを産み育てられる子育て環境を提供すること

視点③ 協働による子育てしやすいまちづくり

子育ての第一義的責任を有する保護者がもつ価値観を尊重しながら、市民・地域・行政が協働し、子育てしやすいまちづくりを推進すること



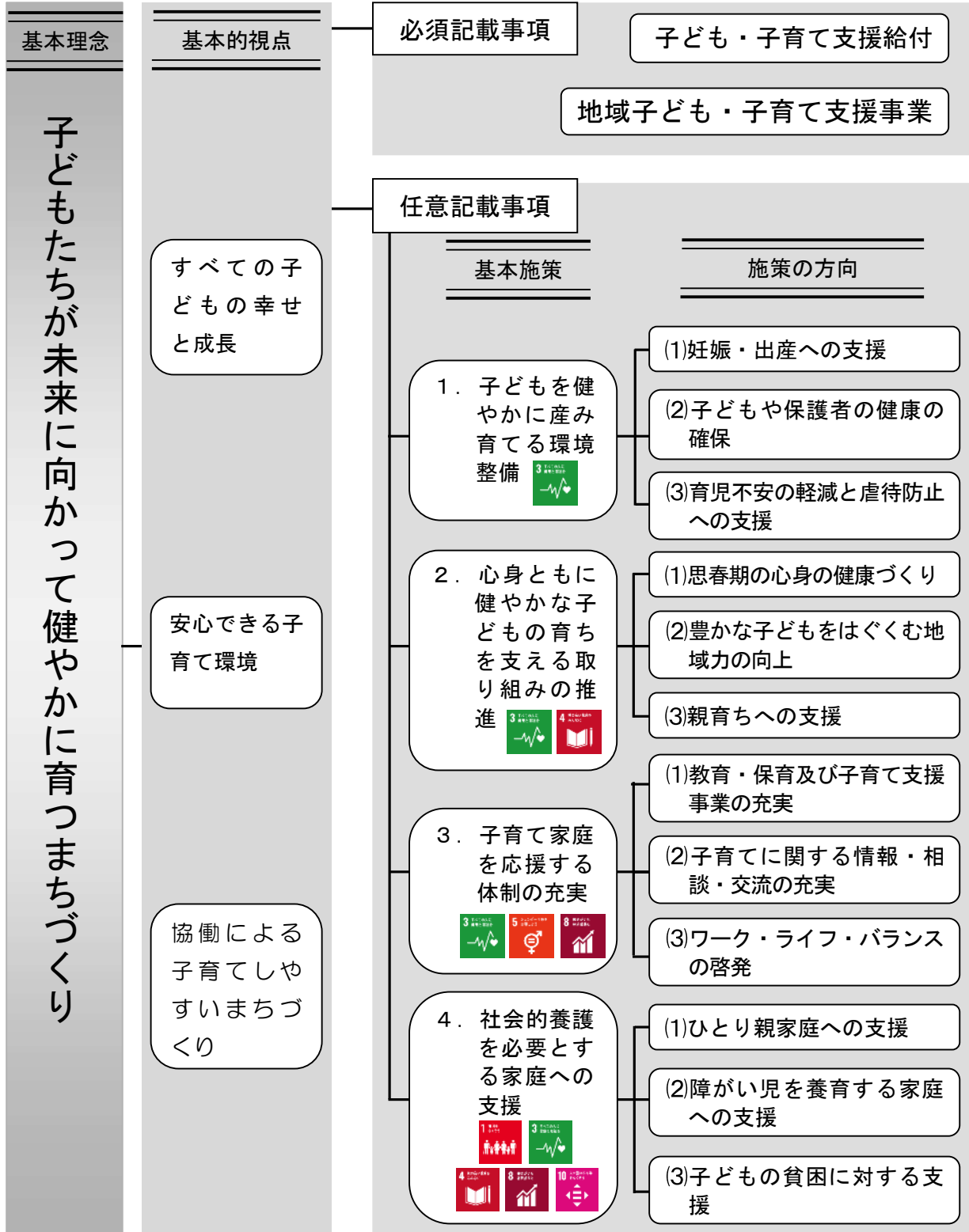
第3節 施策の体系

市総合計画

将来像 **ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市**

施策の展開方向

大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり

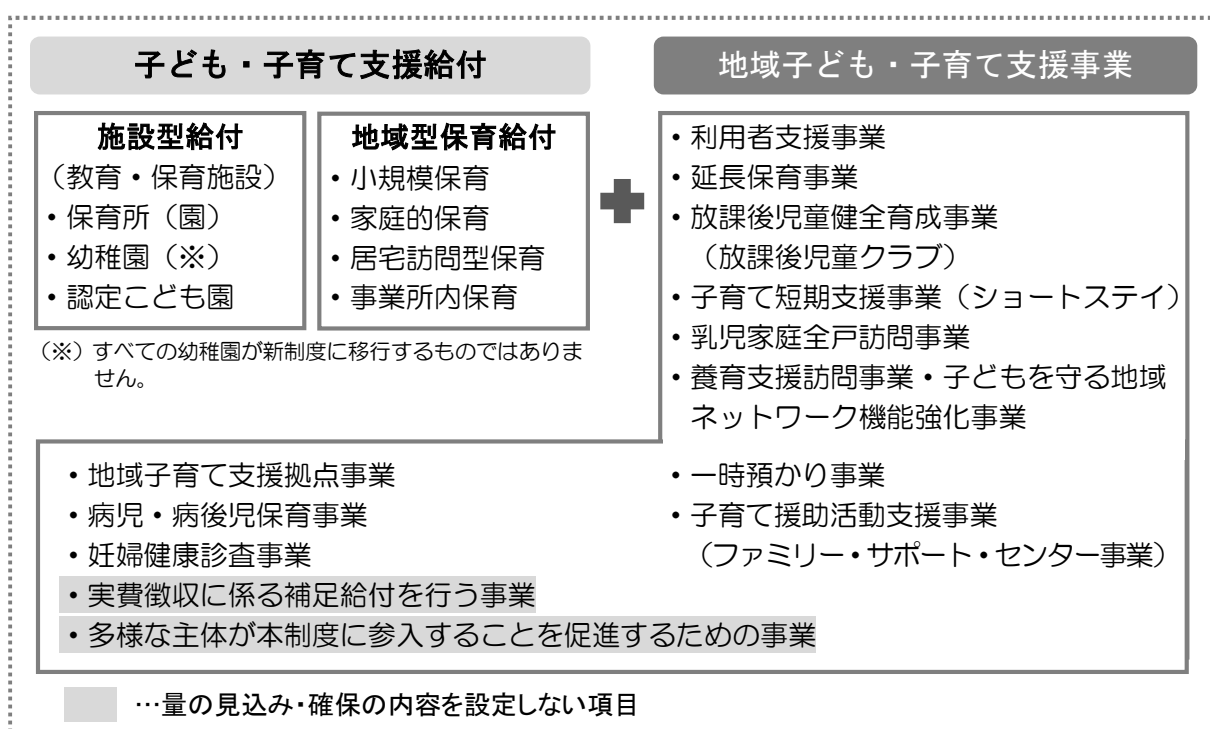


第4章 子ども・子育て支援事業【必須記載事項】

第1節 子ども・子育て支援事業とは

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像



また、子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3～5歳	保育所、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0～2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

第2節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、平成30年12月に実施したアンケート調査結果をもとに、国の方針に従い5年の計画期間（令和2年度から令和6年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえたうえで、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

38ページ以降の量の見込み及び確保策で用いている単位は次のとおりです。

- ・人：年間の実利用人数
- ・人日／年：年間延べ利用人数
- ・人回／月：月間延べ利用回数

第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

○学校教育・保育事業

学校教育・保育事業は、施設型給付と地域型保育給付の2つに大別されます。それぞれの給付の対象となる施設は、以下のとおりです。

施設型給付	認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
	幼稚園	「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設
	保育所（園）	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育を必要とする」乳児又は幼児を保育する施設
地域型保育給付	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う施設
	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う施設
	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う施設

■教育事業の量の見込み

(単位:人)

全市	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計	
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	545	84	629	519	80	599	524	81	605	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	791	101	892	791	96	887	701	97	798
	他市町の 特定教育・保育施設	40	5	45	38	5	43	38	5	43
	他市町の 認可を受けない幼稚園	51		51	48		48	48		48
	他市町からの受け入れ(-)	81	22	103	77	21	98	78	21	99
	②計	801	84	885	800	80	880	709	81	790
②-①	256	0	256	281	0	281	185	0	185	

全市	令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	514	79	593	520	80	600	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	701	95	796	641	96	737
	他市町の 特定教育・保育施設	38	5	43	38	5	43
	他市町の 認可を受けない幼稚園	48		48	48		48
	他市町からの受け入れ(-)	76	21	97	77	21	98
	②計	711	79	790	650	80	730
②-①	197	0	197	130	0	130	

☑ 提供体制、確保策の考え方

教育事業及び保育事業において、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。出生数が緩やかに減少していくものの、共働き世帯の増加により3号認定の需要が高まっていることを踏まえ、既存施設に対し3号認定の定員増を促していくことで提供体制の充実を図ります。

☑ 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

認可外保育施設1施設が家庭的保育事業への移行を検討中です。引き続き、既存施設を支援することにより、保護者の多様なニーズに対応し、教育・保育の一体的提供を推進します。

■保育事業の量の見込み

(単位:人)

全市	令和2年度				令和3年度				
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	773	97	497	1,367	736	99	549	1,384	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	798	145	560	1,503	803	151	561	1,515
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)	/	0	0	0	/	2	3	5
	企業主導型保育	0	0	3	3	25	7	33	65
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町の特定教育・保育施設	20	5	14	39	19	5	15	39
	他市町からの受け入れ(-)	38	2	25	65	36	2	28	66
	②計	780	148	552	1,480	811	163	584	1,558
②-①	7	51	55	113	75	64	35	174	

全市	令和4年度				令和5年度				
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	742	102	590	1,434	728	104	601	1,433	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	802	155	583	1,540	804	158	597	1,559
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)	/	2	3	5	/	2	3	5
	企業主導型保育	25	7	33	65	25	7	33	65
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町の特定教育・保育施設	19	5	17	41	19	5	17	41
	他市町からの受け入れ(-)	36	2	30	68	36	2	30	68
	②計	810	167	606	1,583	812	170	620	1,602
②-①	68	65	16	149	84	66	19	169	

全市	令和6年度				
	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	737	106	607	1,450	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	804	164	615	1,583
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)	/	2	3	5
	企業主導型保育	25	7	33	65
	認可外保育施設	0	0	0	0
	他市町の特定教育・保育施設	19	5	17	41
	他市町からの受け入れ(-)	36	2	31	69
	②計	812	176	637	1,625
②-①	75	70	30	175	

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

①利用者支援事業

市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

(単位:箇所)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①(基本型・特定型)		0	0	0	0	0
②-①(母子保健型)		0	0	0	0	0

《参考》確保実績

平成30年度 特定型 1箇所 母子保健型 1箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう支援する窓口(※特定型)をこども福祉課内に、妊娠期から子育て期に渡るまでの様々な母子保健に関する相談に対して母子保健コーディネーター(保健師・助産師)が相談に応じる『下野市子育て世代包括支援センター』(※母子保健型)を健康増進課内にそれぞれ1箇所設置しています。

※利用者支援事業の種類

【基本型】

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

【特定型】

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

【母子保健型】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

②延長保育事業（時間外保育事業）

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11 時間）を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	414	406	408	402	404
②確保の内容	414	406	408	402	404
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	14	14	14	14	14

《参考》確保実績

平成30年度 12箇所 429人

令和元年度 14箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

令和元年度から野ばら幼稚園及び薬師寺幼稚園が幼保連携型認定こども園になったことで、市内の認定こども園（6箇所）及び保育所（8箇所）すべてで延長保育を実施することになりました。よって、提供体制は十分に確保されています。今後は、未就学児童数が緩やかに減少していくことから、量の見込みは減少していくものと見られます。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館、学校の余裕教室及び専用施設で放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	小学校低学年	700	750	800	850	900
	小学校高学年	300	300	300	300	300
②確保の内容		1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
②-①		0	0	0	0	0
支援単位数 (実施箇所数)		25 (16)	26 (17)	27 (16)	27 (16)	27 (16)

《参考》確保実績（実施箇所数）

平成30年度 20支援単位（13箇所） 899人

令和元年度 21支援単位（14箇所）

☑ 提供体制、確保策の考え方

放課後児童健全育成事業は21支援単位（14箇所）の学童保育室で実施しており、すべての小学校区ごとに利用できる体制です。しかし、学校敷地内または隣接地ではない学童保育室や大規模化している学童保育室があります。

今後は、令和4年度の開所を目指し、南河内中学校区義務教育学校の学童保育室の整備を進めていくとともに、市全体の学童保育の受け皿となる民間学童保育に対して補助金を交付するなど、民間活力の活用に努めます。

また、運営についても業務委託等の民間活力の活用により効率化を図り、学童支援員不足の解消及び質の向上に努めます。

なお、児童が多様な体験・活動ができるよう放課後子ども教室との連携を検討するなど事業の充実を図るとともに、安心、安全な居場所の確保に努めます。

※支援単位とは

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模（クラス）を示す基準として、平成27年度から導入したものです。

放課後児童支援員が2人以上配置された、おおむね40人以下の集団を1支援単位といい、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援単位」を基本として行うこととなっています。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、乳児院・児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	5	5	5	5	5

《参考》確保実績

平成30年度 5箇所 6人
令和元年度 5箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

市内には施設がありませんが、近隣市町の乳児院2箇所、児童養護施設3箇所と提携しています。対象児童を入所養育することで、子育て家庭の支援、児童虐待の未然防止に努めます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	420	405	395	380	370
②確保の内容	420	405	395	380	370
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
実施機関	下野市	下野市	下野市	下野市	下野市

《参考》確保実績

平成30年度 459人

☑ 提供体制、確保策の考え方

今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児を養育している家庭の孤立化を防ぐとともに、健全な養育環境の確保を図り、児童虐待を未然に防止していきます。

⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、ヘルパーや保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	350	350	350	350	350
②確保の内容	350	350	350	350	350
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
実施機関	下野市	下野市	下野市	下野市	下野市

《参考》確保実績

平成29年度 301人

平成30年度 206人

☑ 提供体制、確保策の考え方

対象家庭に対して養育環境の改善を促すために養育支援訪問事業を実施するとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能の強化により、児童虐待を未然・再発防止に努めます。

⑦地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）」において、子育ての相談や情報提供に
応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

（単位：人／月）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1,470	1,430	1,390	1,340	1,300
②確保の内容	1,470	1,430	1,390	1,340	1,300
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

《参考》確保実績

平成30年度 3箇所 1,415人

令和元年度 3箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

地域子育て支援拠点は市内3箇所に開設されており、今後の量の見込みに対し提供体制は確保されています。引き続き、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりの拠点として、さまざまな活動を通じ親子がともに成長する力を引き出しながら、ニーズに応じ事業内容を充実させるなど、適切な提供体制の確保を図ります。

また、関係職員は各種研修に積極的に参加し、技能の向上や専門知識の習得に努めます。

⑧一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において幼稚園やその他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

■幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり

（単位：人日／年）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1号認定の利用	49,370	47,008	47,384	46,530	47,076
	2号認定の利用	1,740	1,657	1,670	1,640	1,659
②確保の内容		51,110	48,665	49,054	48,170	48,735
②-①		0	0	0	0	0
実施箇所数		7	7	7	7	7

《参考》確保実績

平成30年度 7箇所 53,553人 令和元年度 7箇所

■その他

（単位：人日／年）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込		10,488	10,311	10,337	10,229	10,265
②確保の内容	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	8,988	8,811	8,837	8,729	8,765
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①		0	0	0	0	0
実施か所数		9	9	9	9	9

《参考》確保実績

平成30年度 9箇所 8,324人 令和元年度 9箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

一時預かり事業は市内11箇所で実施しています。今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されているため、引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

一時預かり事業（預かり保育実施施設）

施設の種類	施設名称	幼稚園等	その他
幼稚園	石橋幼稚園	○	
認定こども園	むつみ愛泉こども園	○	○
	第二愛泉幼稚園	○	○
	愛泉幼稚園	○	○
	第二薬師寺幼稚園	○	○
	野ばら幼稚園	○	○
保育所	薬師寺幼稚園	○	
	グリム保育園		○
	あおば保育園		○
	わかくさ保育園		○
計	わかば保育園		○
		7箇所	9箇所

（令和元年度）

⑨病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	768	751	753	745	748
②確保の内容	768	751	753	745	748
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	5	5	5	5	5

《参考》確保実績

平成30年度 3箇所 423人

令和元年度 5箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

病児・病後児保育事業は市内5箇所で実施しております。また、病児保育事業については、市外2箇所（済生会宇都宮病院おはな保育園及び新小山市民病院病児保育室ひまわり）と提携しており、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

市内病児・病後児保育実施施設

施設名称	病児対応型	病後児対応型
認定こども園愛泉幼稚園	○	
キッズプラネット		○
認定こども園むつみ愛泉こども園		○
わかば保育園		○
認定こども園薬師寺幼稚園		○

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②確保の内容	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数	1	1	1	1	1

《参考》確保実績

平成 30 年度 1,700 人

☑ 提供体制、確保策の考え方

市直営のファミリー・サポート・センターでは、アドバイザーを配置し相互援助活動の調整や相談にあたっています。

今後も、仕事と育児の両立を推進するために就労しやすい環境がつけられるよう、地域全体で子育て家庭を支援する体制を確保するとともに、提供会員の確保策及びセンター機能の充実について検討していきます。

⑪妊産婦健診事業

妊娠している方に対して妊婦健康診査、出産後の方に対して産後1か月の健康診査を行います。

(単位:人回/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	4,890	4,750	4,600	4,460	4,320
②確保の内容	4,890	4,750	4,600	4,460	4,320
②-①	0	0	0	0	0
実施場所	県内医療機関等				
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	問診及び診察、梅毒血清反応検査、H I V検査、風疹ウイルス抗体価検査、血液検査(血色素検査、抗Rh因子検査及び血小板検査。ただし、血色素検査以外の検査は必要に応じて行う。)、血圧測定、尿化学検査(試験紙等による半定量検査)、腹部超音波検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、子宮頸がん検査、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型抗体検査、クラミジア抗原検査、その他の検査				

《参考》確保実績

平成30年度 5,455人(実人数434人)

☑ 提供体制、確保策の考え方

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じ助成を行います。

《参考》確保実績

平成30年度 0件

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を必要に応じて実施します。

《参考》確保実績

平成30年度 0件

第5章 基本施策の展開【任意記載事項】

第1節 子どもを健やかに産み育てる環境整備

SDGs



(1) 妊娠・出産への支援

妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康に、のびのびと育児を楽しめるよう、健診等の機会を活用した相談・指導の機会や場の確保を図ります。また、不妊に関する悩み等の相談支援や経済的負担の軽減を行います。

番号	1		
事業名	母子健康手帳交付時面接事業		
担当課	健康増進課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書に併せて、妊娠届アンケートを実施し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう保健師又は助産師が面接を行います。 ・妊娠届アンケートの結果をもとに、支援プランを作成します。 		
指標名	専門職による面接率	目標値	100%

番号	2		
事業名	両親学級（フレッシュママ・パパ教室）		
担当課	健康増進課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及び夫その家族を対象に、新しい家族を迎えるために、妊娠・出産・育児について学んだり、妊婦・夫同士の交流・仲間づくり、市の母子保健事業の場の提供をします。 		
指標名	両親学級参加率	目標値	60%

番号	3		
事業名	妊娠サポート事業		
担当課	健康増進課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みに関しては、「栃木県不妊専門相談センター」を紹介するなど、多岐にわたる相談支援に努めます。 ・不妊治療については、経済的負担が大きいことから、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）費及び人工授精費用の一部を助成します。 ・不育症治療については、医療保険が適応されず治療費が高額であるため経済的負担が大きいことから、保険適応外の治療費の一部を助成します。 ・先天性風しん症候群予防対策の一環として、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫の風しん予防接種の一部を助成します。 <p><平成30年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工授精助成件数43件 ・特定不妊治療助成件数76件 ・不育症治療助成件数0件 ・先天性風しん症候群予防接種助成件数155件 		
指標名	助成件数	目標値	180件

番号	4		
事業名	子育て世代包括支援センター		
担当課	健康増進課		
事業内容	<p>妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦及び乳幼児の等の実態把握 ・妊娠、出産、子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供、助言 ・支援プランの作成 ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 ・産後2週間電話訪問 		
指標名	産後1か月の間に助産師・保健師からの指導・ケアを受けることができた者の割合	目標値	95%

番号	5	★新規	
事業名	結婚新生活支援事業		
担当課	こども福祉課		
事業内容	総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化するため、新規に結婚した世帯（夫婦ともに婚姻日における年齢が 34 歳以下かつ世帯の所得が 340 万円未満の世帯に限る）に対し、住宅取得費用や引っ越しに係る費用に 30 万円を上限として、補助金を支給します。		
指標名	補助金交付者における出生届出数	目標値	40%

(2) 子どもや保護者の健康の確保

健診や予防接種などは、子どもの成長、発達を確認する場として重要な機会であることを周知し、受診勧奨や受診しやすい環境づくりを行うとともに、生涯を通じた健康を確保するため、母子の健康管理を促進します。また、関係機関との連携のもと、小児医療体制の整備を図るとともに、身近な健康等の相談先として「かかりつけ医」制度を推進します。

番号	1		
事業名	乳幼児健康診査		
担当課	健康増進課		
事業内容	<p>疾病や異常の早期発見と、子どもの発育・発達支援のため、乳幼児の各種健康診査を実施するとともに、育児・栄養・歯科等の相談の場として活用します。また、個別通知や市の広報誌、ホームページを通して受診の向上に努めます。</p> <p><平成30年度実績> 平成30年度乳幼児健診受診率 98.9%</p>		
指標名	健診未受診者の把握率	目標値	100%

番号	2 ★新規		
事業名	5歳児健康相談		
担当課	健康増進課		
事業内容	5歳児になる子どもを対象に3歳児健診までに発見されにくい軽度発達障害、言葉の遅れ等について相談を実施します。		
指標名	言語相談の場の確保	目標値	年6回

番号	3 ★新規		
事業名	歯科保健の充実		
担当課	健康増進課		
事業内容	子どもの健やかな成長を支えるため、歯科検診・虫歯予防活動を行います。		
指標名	<p>①3歳児健診のむし歯のない者の割合</p> <p>②3歳児でかかりつけ歯科医をもつ者の割合</p>	目標値	<p>①95%以上</p> <p>②40%以上</p>

番号	4		
事業名	予防接種の推進		
担当課	健康増進課		
事業内容	適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、啓発と未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に努めます。		
指標名	小学校6年生の接種率	目標値	95%以上

番号	5		
事業名	食育の推進 (下野市食育・地産地消推進計画：ステージ1 乳幼児期0～6歳)		
担当課	健康増進課		
事業内容	乳幼児期からの健全な食習慣や食に関する体験活動、適切な知識の普及に取り組み、子どもの成長に合わせた切れ目ない食育を推進します。		
指標名	1歳6か月児健康診査において朝食欠食率の把握	目標値	朝食摂取率の増加

番号	6		
事業名	健康増進課		
担当課	小児救急医療		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の小児患者に対する電話相談（とちぎ子ども救急電話相談 #8000）を周知するとともに、乳幼児健康診査の機会などに小児救急医療の適正な受診について啓発します。 ・病気になった際の初期の医療や日頃の健康に不安を感じた時に相談できる身近な診療所(クリニック)を持つことを推奨します。 		
指標名	①#8000番を知っている人の割合 ②かかりつけ医を持っている人の割合	目標値	①95% ②3歳児は95% 4か月児は82%

(3) 育児不安の軽減と虐待防止への支援

子どもへの虐待を未然に防止するため、相談や訪問等に応じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、支援を必要とする家庭には、早期発見・対応により、各種関係機関と連携しながら、適切な支援・フォローが行える体制のさらなる強化を推進します。

番号	1		
事業名	こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業		
担当課	こども福祉課／健康増進課		
事業内容	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>訪問結果把握率 98.8% (状況把握率 100%)</p>		
指標名	訪問および状況把握率	目標値	100%

番号	2		
事業名	養育支援家庭訪問事業		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<p>児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、ヘルパーや保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>保健師による訪問 188回</p> <p>ヘルパー派遣 18回</p>		
指標名	人数/年	目標値	社会的養護を必要とする一定数

番号	3		
事業名	相談体制の充実		
担当課	こども福祉課／健康増進課		
事業内容	<p>幼稚園・保育園・学校・児童相談所等の関係機関との連携を密にし、児童虐待を含め、子どもと家庭に関する相談に対応します。</p> <p>専門的技術を習得した職員を配置し、相談体制のさらなる充実、気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。</p>		

番 号	4
事業名	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
担当課	こども福祉課
事業内容	要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行います。 要保護児童等の適切な保護または支援のため、関係機関との調整、協力要請や支援の進行状況管理等を行います。

番 号	5	★新規
事業名	母子支援事業（育児相談・親子教室）	
担当課	健康増進課	
事業内容	こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診において、継続して支援が必要となる親子のフォローの場とします。	

番 号	6	★新規
事業名	乳幼児発達二次健康診査	
担当課	健康増進課	
事業内容	心身の発達に遅れがあると疑われる幼児及びその保護者に対し、専門スタッフの診察と相談・指導事業を実施しています。	

番 号	7	★新規
事業名	子ども家庭総合支援拠点の設置	
担当課	こども福祉課／健康増進課／社会福祉課	
事業内容	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全体から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められていることから、地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努めます。	

第2節 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進



(1) 思春期の心身の健康づくり

子どもたち一人ひとりが自分を大切に思い、人を大切に思う心を育み、また、自分がかげがえのない存在であることを実感するなど、次代の親としての成長を支援する取り組みの推進を図ります。

番号	1		
事業名	思春期教育の充実		
担当課	健康増進課／学校教育課		
事業内容	<p>児童生徒の命を大切に思う気持ちを醸成するとともに、思春期における正しい性知識の普及や性感染症の予防学習を進めるため、関係機関が連携し小・中学校で思春期講座（出前授業）を開催します。</p> <p><平成30年度実績> 市内全小中学校で実施</p>		
指標名	開催校数	目標値	全校実施

番号	2		
事業名	中・高生の乳幼児ふれあい体験		
担当課	こども福祉課／学校教育課		
事業内容	<p>公立、私立の3保育園で中学生または高校生の体験学習を実施し、中・高生と赤ちゃんとの「交流」を通じて、中・高生の健全な育成を図るとともに、将来結婚し家庭を持ち、子育てに関わった時の育児不安や虐待防止につなげます。</p> <p>中学生の乳幼児ふれあい体験ができるよう学校へ参加を促します。</p> <p><平成30年度実績> 体験学習参加校数 4校</p>		
指標名	体験学習参加校数	目標値	中学校全校参加

(2) 豊かな子どもをはぐくむ地域力の向上

学校・家庭・地域・行政をはじめ、地域の多様な主体が連携し、交流や体験活動の機会を積極的に交流するなど、地域全体で子どもを育成する環境をつくります。

番号	1		
事業名	学校・家庭・地域・行政の連携及び協働		
担当課	学校教育課／生涯学習文化課		
事業内容	市内全小・中学校で学校運営協議会を生かし、各学校の目標やビジョンを地域(保護者・地域社会)と学校が共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。 <平成30年度実績> 市内全小中学校で開催		
指標名	学校運営協議会の開催	目標値	全校開催

番号	2		
事業名	放課後子ども教室		
担当課	生涯学習文化課		
事業内容	放課後等における安全で安心な居場所(学校の余裕教室等を活用)を設け、学習活動やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等の機会を提供することにより、子どもが心豊かで健やかに育まれるよう、放課後子ども教室の実施について検討します。 放課後対策を総合的に推進するため、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)との連携や一体化についても検討します。		

番号	3		
事業名	地域の人材を活用した教育の取り組み		
担当課	学校教育課／生涯学習文化課		
事業内容	<p>地域の教育力を活用するため、学校と地域を結ぶ「地域学校協働活動推進員」を委嘱し、連携・協働する体制を構築します。</p> <p>生涯学習情報センターによるボランティアコーディネート業務をさらに強化し、子どもの学習・健全育成の支援の充実を図ります。</p> <p>地域の教育力を活用するため、学校の授業や環境整備、公民館事業等で、ボランティアの活躍の場を提供します。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>市内全小中学校で活用実施</p>		
指標名	地域学校協働活動推進員の活用	目標値	全校での活用

番号	4		
事業名	世代間交流の推進		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<p>子育て関連施設において、地域の高齢者と親子との世代間交流及び中・高校生世代と乳幼児の交流により、子育ての孤立化の防止を図るとともに、子どもを産み育てる意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できます。</p>		

番号	5		
事業名	子どもが安心して集える安全な居場所づくり		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<p>子育て関連施設が「子どもが安心して集える居場所」となるよう、施設の運営に努めます。</p> <p>石橋児童館新設の際は、「子どもが安心して集える安全な場所」を重視して整備を進めます。</p>		

番 号	6	★新規	
事業名	ふるさと学習の推進		
担当課	学校教育課/文化財課		
事業内容	市文化財課や関係機関、地域の方と連携し、市の文化遺産を学ぶ機会の充実に努めるとともに、下野薬師寺歴史館、しもつけ風土記の丘資料館を活用し、体験を通して市の歴史等を学ぶ機会の充実に努めます。 <平成30年度実績> 市内全小中学校で実施		
指標名	体験学習実施校数	目標値	小学校全校実施

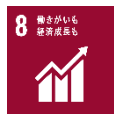
(3) 親育ちへの支援

妊娠中また子育て中の保護者を対象に、講座や相談支援等を実施することで、親としての役割への認識が深められるよう支援します。また、母親と父親がともに子育てに関わっているよう、情報提供や普及啓発に努めます。

番号	1	★新規	
事業名	保育士体験事業		
担当課	こども福祉課		
事業内容	公立保育園の保護者を対象に、自分のお子さんのクラスに保育士としてお手伝いに入っただき、保育士の仕事を体験してもらうとともに、児童の普段の様子を知ってもらいます。 <平成30年度実績> 4月入園児童 339名 受入件数 40件 11.8%		
指標名	4月入園児童数における参加率	目標値	20%

番号	2		
事業名	父親の育児参加促進		
担当課	健康増進課／こども福祉課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳とともに、父子手帳の交付を行い利用促進を図ります。 ・地域子育て支援センター等における「パパ教室」を年数回実施します。 		

第3節 子育て家庭を応援する体制の充実



(1) 教育・保育及び子育て支援事業の充実

利用者のニーズを的確に把握し、利用者の視点に立った教育・保育事業及び子育て支援事業の量的かつ質的な充実に努めます。

番号	1		
事業名	休日保育事業		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に保護者が仕事や病気などの理由で家庭にて児童の保育が出来ない場合に、保護者に代わって保育を実施します。 ・ファミリー・サポート・センター等他の事業と調整を図りながら、個々の状況への対応に取り組みます。 <p><平成30年度実績> 実施箇所数：1箇所</p>		
指標名	実施箇所数	目標値	2箇所

番号	2		
事業名	保育所事業評価の実施		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<p>第三者評価及び第三者委員制度の結果を活用し、良質な保育事業の提供、安心・安全な保育園経営につなげる。</p> <p>また、民間保育園についても評価の実施を働きかけていきます。</p>		

番号	3		
事業名	こども医療費助成事業		
担当課	社会福祉課		
事業内容	<p>子どもを養育している保護者の子育てにかかる経済的負担を軽減し、子どもの健康保持と健全な育成を支援するために、子どもが満18歳を迎えた最初の3月31日までの期間に病気やけが等で医療機関等を受診した場合、保険診療の自己負担分を助成します。</p>		

番号	4
事業名	育児ママ・パパリフレッシュ事業
担当課	こども福祉課
事業内容	在宅で乳幼児を保育する保護者の育児疲れや育児への不安等を解消し、心身のリフレッシュを図ることで家庭での育児が充実するよう、保育園当で一時的な預かり保育を利用できる「育児ママ・パパリフレッシュ券」を3歳未満までの乳幼児を持つ保護者に交付しています。

番号	5
事業名	市内の公立保育園の民営化
担当課	こども福祉課
事業内容	公立保育園の効率的・効果的な運営を図り、多様化する保育ニーズに柔軟に対応していくことを目的に、子ども・子育て支援新制度での保育支援制度の等の動向を見据えながら、公立保育園の民営化に向けた取り組みを進めています。

番号	6		
事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
担当課	こども福祉課		
事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室、専用施設にて、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 <平成30年度実績> 実施単位数 20 支援単位		
指標名	実施支援単位数	目標値	27

番号	7	★新規	
事業名	地域型保育事業の設置推進		
担当課	こども福祉課		
事業内容	小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業などの地域型保育事業の開設を推進し、さらなる待機児童の解消を図ります。 <平成30年度実績> 地域型保育事業施設数：0箇所		
指標名	地域型保育事業施設数	目標値	1

(2) 子育てに関する情報・相談・交流の充実

身近な地域で親子が気軽に集い、仲間をつくり、支えあいの中で子育てを行うことができるよう、交流の機会や場を確保するとともに、市内で実施している事業や支援が、必要な人に適切に利用されるよう、情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

番号	1
事業名	子育てに関する情報の発信
担当課	こども福祉課／健康増進課
事業内容	子育て世代が容易に子育て関連情報を取得することができるよう、地域の子育て支援情報を収集し、広報誌掲載やインターネットを活用した情報発信、及び子育てハンドブックを発行し、妊娠届時に配布するなど、各種媒体による情報発信を行います。

番号	2
事業名	身近な子育て相談体制の充実
担当課	こども福祉課／健康増進課
事業内容	市内3か所の地域子育て支援センターにおいて、心理職、地域子育て支援センター保育士等により、個別相談を実施しています。 また、必要に応じて専門的な相談を受けられるよう、インターネットを活用するなど相談内容別の窓口の周知を進めています。

番号	3
事業名	利用者支援事業
担当課	こども福祉課
事業内容	市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスをを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報収集を行います。

番号	4
事業名	幼稚園における地域開放の実施
担当課	こども福祉課
事業内容	地域の親子のふれあいと子どもたちの遊びの場を提供することにより、異年齢交流や幼児の健全育成を図ることを目的に、地域の未就学児の親子を対象に園舎・園庭を開放しています。

番号	5		
事業名	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<p>子育ての相談や情報提供に際したり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援していきます。</p> <p><平成30年度実績></p> <p>拠点箇所数 3箇所</p>		
指標名	拠点箇所数	目標値	3

番号	6		
事業名	児童館事業		
担当課	こども福祉課		
事業内容	<p>地域とともに歩む児童館として、世代交流を推進し、健全な遊びを通じて、健康で知的・社会的な能力の高い情緒豊かな子どもに育成するほか、安心して集える安全な居場所を提供していきます。</p> <p>また、「子どもが安心して集える安全な居場所」という視点を重視しながら、地域全体で子どもを育成できる石橋児童館機能を含めた新たな複合施設について、令和4年度オープンを目指し整備していきます。</p> <p><平成30年実績></p> <p>年間利用者数 30,046人</p>		
指標名	年間利用者数	目標値	32,000人

(3) ワーク・ライフ・バランスの啓発

すべての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう、仕事と生活のバランスがとれるような働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、就業環境、就労条件等の改善に向け、労働者・雇用者双方への啓発活動を推進します。

番号	1
事業名	ワーク・ライフ・バランスの啓発
担当課	市民協働推進課／商工観光課
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児休業制度や再雇用特別措置等の周知を図るなど、企業・事業主に対して啓発を行います。・労働者に対しても、一人ひとりの意識改革による職場環境の改善が図られるよう、広報活動等を通じた意識啓発を進めます。

第4節 社会的養護を必要とする家庭への支援



(1) ひとり親家庭への支援

就労、住居、子どもの養育など様々な困難に直面するケースの多いひとり親家庭を、国や県との連携のもと、相談体制の充実や給付金の支給など、自立に向けた支援を行います。

番号	1
事業名	ひとり親家庭に対する相談体制の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、様々な相談に対してきめ細かく対応し、支援員及び関係職員は各種研修に積極的に参加し、相談技術の向上や専門知識の習得に努めます。

番号	2
事業名	母子家庭等対策総合支援事業
担当課	こども福祉課
事業内容	ハローワークと市が連携し、ひとり親家庭の就労を支援するほか、経済的自立に効果的な資格（看護師等）を取得するために2年以上養成機関で修業する場合や、市が指定する教育訓練講座を受講する場合の費用負担を軽減するために給付金を支給するなど、ひとり親家庭の経済的自立促進に取り組みます。

(2) 障がい児を養育する家庭への支援

障がいの多様化や、障がいのある子どもの増加を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも生活していけるよう、一人ひとりにあった支援の充実に努めます。

番号	1
事業名	幼稚園における特別支援教育の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	個別の支援を必要とする幼児が希望する幼稚園へ円滑に入園し、集団の中で教育・保育が受けられるよう、幼稚園運営の負担軽減を図る「幼稚園はばたき支援事業」を推進します。

番号	2
事業名	障がい児保育事業
担当課	こども福祉課
事業内容	市内保育施設職員を対象に、障がい児保育についての研修会を実施し、障がい児及びその保護者とのかかわり方について学習機会を提供します。関係機関との連携に努め、支援の充実に努めます。

番号	3
事業名	放課後児童クラブにおける特別な支援を必要とする児童の受入れ推進
担当課	こども福祉課
事業内容	特別な支援を必要とする児童の放課後や長期休業中の安心・安全を守るため、集団での生活に対応できる児童に対して、放課後児童クラブにおける受け入れ態勢の整備に努めます。

番号	4
事業名	相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	障がい児がそれぞれのライフステージにおいて、乳幼児期から就学期、就学期から成人期に円滑に移行できるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携を密にした支援体制の充実に努めます。

番 号	5
事業名	障がい児福祉サービス体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	障がいのある児童に対し、発達を促すための日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの療育の支援や、障がいのある児童及びその家族からのサービス利用に関する相談等に応じています。

番 号	6	★新規
事業名	医療的ケア児の支援体制の推進	
担当課	社会福祉課	
事業内容	医療的ケアを必要とする児童が、様々な機会で適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場である「医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループ」において、適切な支援体制の推進に向け協議を図ります。	

(4) 子どもの貧困に対する支援

貧困の状況が子どもの生活や成長に影響を及ぼさないよう、また、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることの無いよう、必要な環境の整備や経済的支援など貧困対策に努めます。

番号	1	★新規		
事業名	子どもの学習支援事業			
担当課	社会福祉課			
事業内容	貧困の連鎖を防ぐため、生活保護世帯または生活困窮者世帯の児童・生徒を対象に、高校等の進学を目指せるよう学習を支援します。			
指標名	実施箇所数	目標値	1箇所	

番号	2	★新規		
事業名	スクールカウンセラーの配置			
担当課	学校教育課			
事業内容	スクールカウンセラーを各小中学校に配置し、こどもや保護者の相談事業をとおして、貧困の防止につなげます。			
指標名	スクールカウンセラーの配置状況	目標値	100%	

番号	3	★新規		
事業名	就学援助事業			
担当課	学校教育課／社会福祉課			
事業内容	経済的理由により就学が困難な世帯に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助します。 また、小中学校に新入学する児童・生徒がいる場合には、新入学学用品を入学前に購入するための費用の一部を援助します。			

番号	4	★新規		
事業名	奨学金貸付事業			
担当課	教育総務課			
事業内容	経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対し、無利子で奨学金の貸付を行います。			
指標名	採用率	目標値	100%	

番号	5	★新規
事業名	生活困窮者自立支援相談事業・家計相談支援事業	
担当課	社会福祉課／社会福祉協議会	
事業内容	生活保護世帯以外の生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じます。また、必要な情報提供、助言等を行い様々な支援を一体かつ計画的に行うことで生活困窮者の自立を図ります。	

番号	6	★新規
事業名	ひとり親家庭で養育費の取決め及び養育費を受け取っていない子どもがいる家庭への支援	
担当課	こども福祉課	
事業内容	母子父子家庭自立のための婦人相談事業及び母子・父子自立支援事業を配置し、相談事業やDV被害者への保護業務を実施します。	

第6章 推進体制

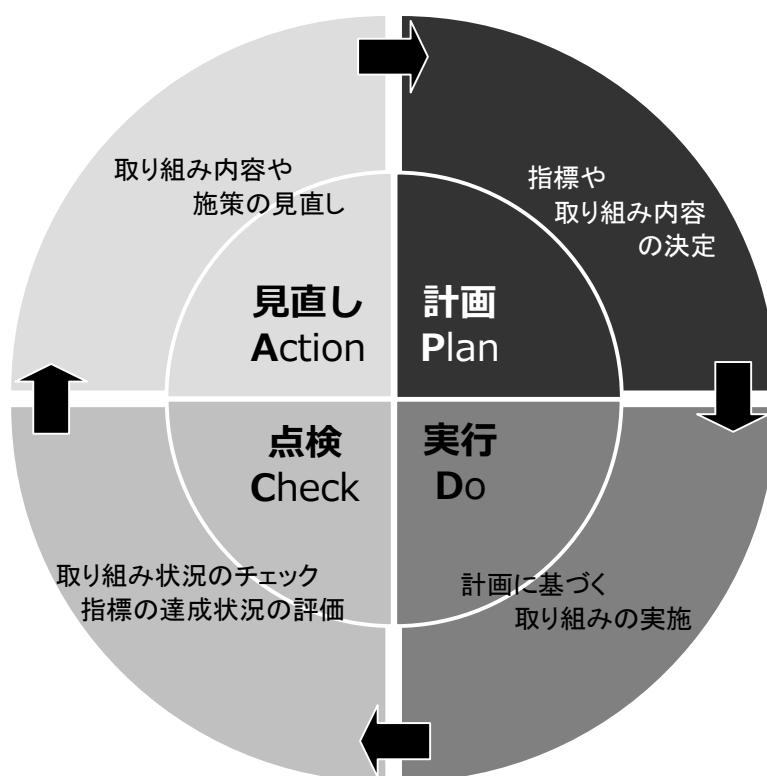
第1節 計画の推進に向けて

子育て家庭を地域全体で支援するにあたっては、行政だけでなく、市民や関係団体、企業等の多様な組織・機関が連携しながら、協働して取り組む必要があります。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、本計画で示した基本理念及び基本方針、各種取り組みについての周知啓発を行い、市民一人ひとりや地域における主体的な活動を促進し、子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



第2節 関係機関等との連携と役割

本計画では、市民、地域の各種団体、市との連携・協働により、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。そのため、教育・保育施設、家庭、地域、行政、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもが初めて人とふれあう場であり、生まれ育つ基本的な場でもあります。このため、子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要です。

(2) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、自ら学び豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、家庭や地域との連携をより深めることが必要であり、多様な体験を通じて「生きる力」や「子ども自身の育つ力」を育む教育の推進に努めることが必要です。

(3) 地域の役割

地域はそこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このためには、隣近所との交流を深め、さらに地域の組織・団体が相互の連携を強め、ともに支え合い、地域住民が子育てのための支援活動に取り組むとともに、地域のさまざまな施設が、子どものための行事や子育て中の親同士の交流、子育てサークルの活動などに積極的に活用されるような仕組みづくりが必要です。

(4) 行政の役割

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取り組みが進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図る必要があります。

(5) 企業等の役割

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている労働者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育て家庭にやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが必要です。

1 下野市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月21日
条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、下野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 下野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(以下省略)

2 下野市子ども・子育て会議委員名簿（平成30～令和元年度）

順不同、敬称略

条 例 で の 区 分	区 分	所 属 等	ふり 氏 が な 名	備 考
1号	公募による市民	市民公募	おおがき みおこ 大栴 未央子	30年度
			ながい きよみ 永井 清美	
			よとりやま のりこ 世取山 紀子	元年度
			つちや ゆりえ 土屋 友里恵	副会長
2号	子どもの保護者	認定こども園第二愛泉幼稚園 父母の会前会長	みね まさし 峯 雅士	30年度
		認定こども園薬師寺幼稚園 父母の会会長	うめやま きちえ 梅山 幸江	元年度
		グリム保育園保護者の会会長	つのだ きょうこ 津野田 恭子	30年度
			のじり むねとし 野尻 宗利	元年度
		石橋小学校PTA会長	すざき たかゆき 須崎 隆幸	30年度
		祇園小学校PTA会長	おやまだ ともひろ 小山田 友洋	元年度
3号	事業主を代表する者	小山富士見台病院	まつしま とし江 松嶋 利江	30年度
		石橋商工会理事	まえだ みつゆき 前田 光之	元年度
4号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園野ばら幼稚園園長	さとう まゆこ 佐藤 麻矢子	
		認定こども園第二薬師寺幼稚園園長	ないき だいすけ 内木 大輔	
		認定こども園愛泉幼稚園園長	おくら つねひろ 小倉 庸寛	
5号	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	白鷗大学教育学部准教授	いさき じゆんこ 伊崎 純子	会長
		市民生委員児童委員協議会 理事（主任児童委員）	おおがき たまえ 大垣 玉枝	
		まざーずへいぶん佐藤助産院 管理者	さとう みさこ 佐藤 美佐子	30年度
		栃木県助産師会	さまだ かおり 佐間田 香	元年度
6号	関係行政機関の職員	栃木県県南健康福祉センター 地域保健部長補佐兼健康支援課長	ふかつ しずえ 深津 静枝	30年度
			さとう のりこ 佐藤 典子	元年度

3 策定経過

— 平成30年度 —

年	月	日	会議名等
30年	7月	30日	第1回子ども・子育て会議
	11月	12日	第2回子ども・子育て会議
12月7日～25日 子育て支援アンケート調査（ニーズ調査）			
31年	3月	18日	第3回子ども・子育て会議

— 令和元年度 —

年	月	日	会議名等
元年	7月	29日	第1回子ども・子育て会議
	10月	21日	第2回子ども・子育て会議
	12月	9日	第3回子ども・子育て会議
12月20日～2年1月9日 パブリックコメント手続の実施			
2年	2月	3日	第4回子ども・子育て会議

4 用語説明

か行

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育園のこと。

○協働

まちづくりの共通目標（本計画においては、「子どもたちが未来に向かって健やかに育つまちづくり」）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等をいかしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法。

○子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

さ行

○サポートファイル

障がいのある子どもの成長過程や支援内容の情報を継続的に記録整理し、地域生活においてよりよい支援が受けられることを目的とするもの。本人の健康・育ち・暮らし・特性などを記入しておき、医療機関や学校、福祉サービス事業所等、様々な関係機関の窓口で提示し、本人の正確な情報を支援者に伝えることで、ライフステージを通して一貫した支援を受けられるようにするためのもの。

○支給認定

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園・保育園へ通園または通園希望する児童の区分（下記の3区分）についての「認定」で、保護者の申請に基づき、「認定」は市が行う。

1号認定	教育標準時間認定（主に認定こども園、幼稚園を利用）
2号認定	満3歳以上保育認定（主に認定こども園、保育所を利用）
3号認定	満3歳未満保育認定（主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用）

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

た行

○第三者評価

社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

は行

○パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が、政策を実施していくうえで、さまざまな政令や省令などを定める際、政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く市民等から意見、情報を募集する手続。

○PDCAサイクル

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

○不育症

反復して妊娠はするが、その妊娠を完遂できず、流産や早産、死産などで健常な生児に恵まれない状態のこと。

や行

○幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第二期 子育て応援 しもつけっ子プラン

～みんな笑顔で 地域の宝を育てるために～

—下野市子ども・子育て支援事業計画—

発行年月：令和2年3月

発行編集：下野市 健康福祉部 こども福祉課

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

電話 0285-32-8903 F A X 0285-32-8603
